

印刷業のための 化学物質管理説明会

日時	場所
平成 24 年 10 月 15 日(月) 13 : 30 ~ 15:00	松山市六軒家町 3-27 松山労働総合庁舎 3 階大会議室
平成 24 年 10 月 22 日(月) 13 : 30 ~ 15:00	西条市神拝甲 324- 2 西条市総合福祉センター 視聴覚室
平成 24 年 10 月 19 日(金) 13 : 30 ~ 15:00	四国中央市川之江町 4069-1 四国中央市民会館川之江会館 第 3 会議室
平成 24 年 10 月 23 日(火) 10 : 30 ~ 12:00	今治市南宝来町一丁目 9-8 今治市総合福祉センター 研修室
平成 24 年 10 月 17 日(水) 10 : 30 ~ 12:00	八幡浜市江戸岡 1-1-10 八幡浜労働基準監督署 会議室
平成 24 年 10 月 17 日(水) 14 : 00 ~ 15:30	宇和島市天神町 4-40 宇和島地方合同庁舎 3 階会議室



説明会次第

- 1 開会あいさつ （健康安全課長）
- 2 印刷業における揮発性化学物質の取扱いについて （健康安全課長）
- 3 有機溶剤中毒予防規則について （主任労働衛生専門官）
- 4 地域産業保健事業について （各地域産業保健センター コーディネーター）
- 5 質疑応答
- 6 閉会

資料目次

- 1 印刷業における揮発性化学物質の取扱いについて
- 2 化学物質等安全データシート（MSDS）の見方（GHS：化学品の分類および表示に関する世界調和システム）
- 3 有機溶剤を正しく使いましょう
- 4 有機溶剤健康診断個人票
- 5 平成24年度免許試験・技能講習・特別教育等実施計画
5 - 2 有機溶剤作業主任者技能講習の開催予定表（愛媛県内）
- 6 労働衛生に関する問い合わせ先等一覧
- 7 地域産業保健センター・メンタルヘルス対策支援センター事業関係資料
- 8 愛媛県最低賃金が改正されました
- 9 中小企業事業主向けワンストップ無料相談

印刷業における揮発性 化学物質の取扱い

印刷業のための化学物質管理説明会
平成24年10月 愛媛労働局

本日のテーマ

- 印刷業全数調査の状況
- 印刷会社での胆管がんの原因究明
わかったこと、わからないこと
- 法令の遵守と自主的な化学物質管理
化学物質は6万種類もある。法令の枠組みを守りつつ、「労働者に使用させる化学物質を正しく選定し、正しく取り扱わせる」
- 印刷機の洗浄作業の特徴は
- 印刷会社ではどう対応したらよいか。
化学物質の自主的な管理、予防的対応の重要性

印刷業全数調査の状況

愛媛労働局

- 全国の調査状況(厚生労働省まとめ)

調査数	回答数	うち 有機則あり	胆管がん発 症数
18,131	14,267	7,105	22

- 管内の調査状況(愛媛労働局まとめ)

調査数	回答数	うち 有機則あり
149	140	71

印刷業全数調査の状況

愛媛労働局

- 有機則の措置義務に関する回答状況(全国) (%)

	局所排気設置	全体換気設置	特殊健診	作業主任者	作業環境測定	管理区分	衛生委員会	産業医	衛生管理者	保護手袋
している	37.3	60.1	18.3	33.8	13.1	第1 60.4	11.0	11.2	11.1	75.4
していない	35.9	20.6	73.0	58.3	56.9	第2 23.4	5.0	4.8	4.9	6.2
対象外	22.1	13.8			23.7	第3 12.3	68.3	68.2	68.2	5.7
不明	4.7	5.5	8.7	7.9	6.2	3.9	15.7	15.8	15.7	12.6

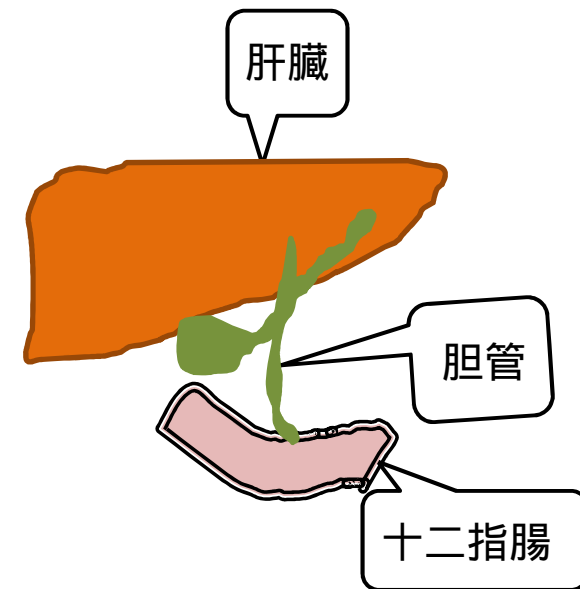
- 有機則の措置義務に関する回答状況(愛媛労働局集計)

	局所排気設置	全体換気設置	特殊健診	作業主任者	作業環境測定	管理区分	衛生委員会	産業医	衛生管理者	保護手袋
対象数	71	71	71	71	71	7	71[0]	71[0]	71[0]	71
実施数	24	44	5	14	7	3	3	3	3	52
実施率 (%)	33.8	62.0	7.0	19.7	9.9	42.9	4.2	4.2	4.2	73.2

[]内は衛生委員会の設置及び産業医・衛生管理者の選任義務のある事業場数

胆管がん問題

- ・「胆管がん」とは
肝臓から十二指腸につながる
管(胆管)にできるがん
- ・日本では年間1万人以上に発症
男性に多く、年齢的には70代がピーク



- ・大阪府内の印刷工場で、20代から40代の複数の労働者に
胆管がんが発症
相談を受けた産業医科大学の熊谷信二准教授が調査、一
般よりはるかに高い発症率と発表

大阪での調査状況

< 労災請求を契機として原因究明に >

3月30日に労災請求 → 所轄労基署で調査
労働局、厚生労働省も加わり重点的な調査
5月21日に安衛研に専門的調査を依頼
7月10日に原因究明状況の中間発表
8月31日に安衛研の調査報告書公表

< 作業場の状況 >

- オフセット校正印刷：印刷のたびにブランケットやインクローラーのインクを洗浄
- 地下1階にある作業場、昼夜2交代制
- 2つの換気設備(全体循環系と床面等排気系)では有害物濃度に大きな偏り
- 全体循環系は、排気が作業場内に還流する構造で、滞留した有害物にばく露

< 使用化学物質 > 洗浄剤として

- 平成9-18年まで、1,2-ジクロロプロパンの使用が判明
- 平成3年以降にジクロロメタン、1,1,1-トリクロロエタン使用の有無を調査中

わかったこと、わからないこと

- 揮発性の化学物質をたくさん使っていた
- 1,2-ジクロロプロパンは平成9-18年まで使用
- ジクロロメタンは？、1,1,1-トリクロロエタンは？
- 作業者は、高濃度の脂肪族塩素化合物にばく露
- 洗浄作業が多い →ばく露時間が長かった
- 昼夜2交代制であった →ばく露時間が長かった
- 高濃度のばく露 ←換気設備の規模と構造、作業の状況
- どれくらい高濃度だったのか？
洗浄剤の正確な消費量？
- 化学物質によるばく露は健康影響につながったか？

法令の遵守によりできること

- なぜ発見がこんなにも遅れたのか
管理のしくみ：衛生委員会、衛生管理者、産業医
管理の実践：換気や濃度管理、作業方法、健康診断
- 通風がよかったら
作業場の濃度↓ 作業者のばく露↓
- 化学物質の濃度がわかっていたら
濃度を測ってみよう 衛生委員会へ 改善 ばく露↓
- 健康診断
胆管がんの初期 肝機能異常 診断 早期発見
ただし、「肝機能異常 胆管がん」とは限らない
(胆管がん検査は、ハイリスク集団に限って行う)

自主的な管理が求められるのはなぜか

- **法令で規制された数値を守るだけでは不十分**
作業者のばく露は増大
形式的な物質代替で規制を回避
- **化学物質の情報は発展途上**
化学物質は年間1200種類以上増えている
化学物質の使われ方は産業とともに進歩
発がん性データは国際機関で常に更新されている
労働者を使用して化学物質を取り扱っているという認識を持つこと
- **事業主や作業者が化学物質に関心を持つと...**
どの化学物質を使うかを議論
発散源をコントロールできる : ウェスや廃液の処理
作業方法の改善: 高濃度ばく露を避ける
義務付けがなくても測定してみる
ばく露が大幅に減少する

揮発性化学物質のばく露防止措置

局所排気装置による発散抑制

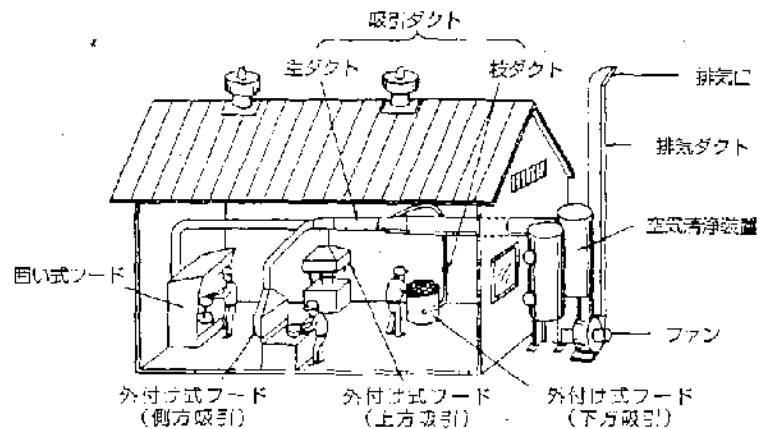


図3-6 局所排気装置（沼野）

「ヤエリ」局所設計取組

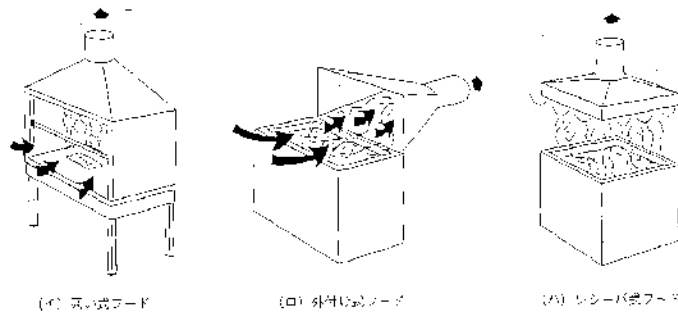


図3-7 フードの3つの型式

全体換気装置による希釈排出

全体換気装置

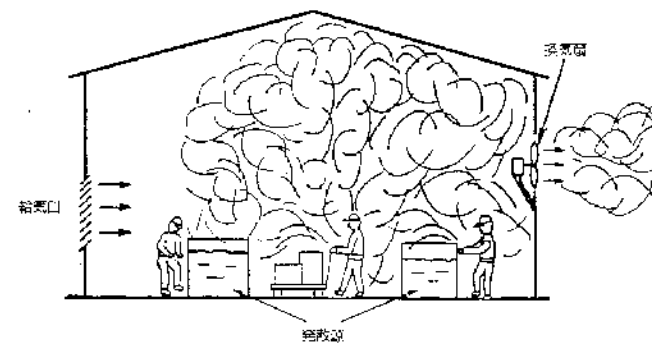


図3-11 全体換気（沼野）

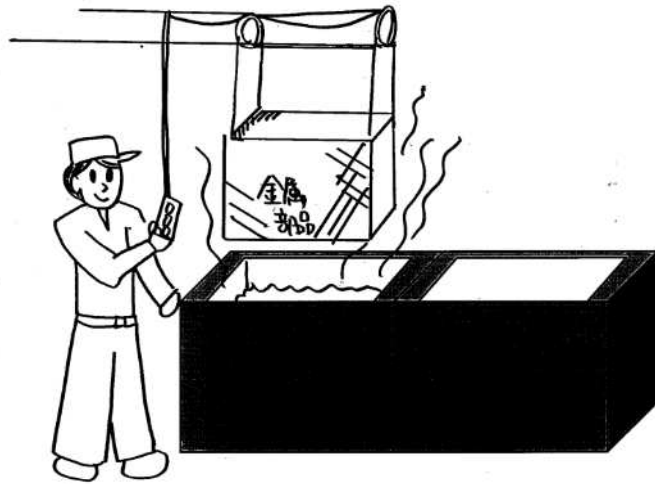


防護マスク



有機カラム吸収塔

洗浄作業にもいろいろある



機械で自動化
洗浄槽(上部)を集中管理
ばく露は遠い



人手で作業
広い発散源、管理が困難
発散源と口元との距離に注意
頻度が高いとばく露量は増加

洗浄作業で使用されている脂肪族塩素化合物

2 有機塩素系洗浄剤に多く含まれている代表的な脂肪族塩素化合物

名称	有機則 分類	がん 指針	管理濃度 (ppm)	表示	通知
ジクロロメタン (ジクロロメタン、塩化メチレン)	第2種	○	50	○	○
1,2-ジクロロプロパン (塩化プロピレン)	-	○	10		○
トリクロロエチレン (トリクロロエチレン)	第1種		10	○	○
テトラクロロエチレン (テトラクロロエチレン)	第2種	○	50	○	○

洗浄剤として多用される脂肪族塩素化合物には時流がある。

数年後には別の物質が多用されている可能性も？

1,2-ジクロロプロパンについては、評価指標

印刷会社での対応(洗浄作業)

- 適切な換気の確保

窓を開ける、 局所排気装置、 全体換気装置
還流型の空調設備はダメ

- 必要なら有機ガス用防毒マスク

脂肪族塩素化合物は、すぐに破過するので注意

- 不浸透性の保護手袋の使用

適した材質でないと、短時間で浸透してしまい、効果が半減

- 健診の実施と事後措置の徹底

肝機能で異常が出たら、二次検査で作業内容を伝える

- 作業方法等の改善

作業者の口元のばく露を減らすことが重要。作業時間は？

自主的な化学物質管理に向けて

- 危険有害性等の表示、通知

表示を確認、MSDSを入手することから。労働者にも周知する。
引火する物質かどうか、知っていますか。

- 換気設備変更などは専門家の助言を

せっかく設備投資してもうまく機能しない排気装置が多い。

- リスクアセスメント

お金をかけない簡便法でもいい。まずは始めてみる。

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/ras/user/anzen/kag/ras_start.html

- 予防的対応

化学物質を扱うからには、ばく露をなるべく減らす

http://www.jisha.or.jp/topics/pdf/topics_20120724.pdf

危険有害性等の情報入手

- 容器の表示

例：第2種有機溶剤

トルエン 30～40%

イソプロピルアルコール 10～20%

例：第3種有機溶剤

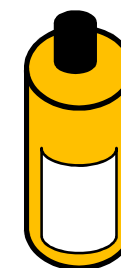
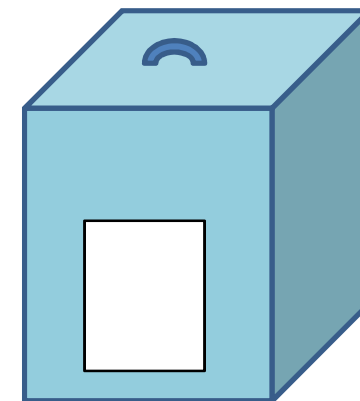
ミネラルスピリッツ 10～20%

- 化学物質等安全データシート(MSDS)

販売店、メーカーから入手

「職場のあんぜんサイト」でも検索できます。

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp>



化学物質等安全データシート(MSDS)の見方

例:ジクロロメタン

- 化学物質等のコード : 0409-8061

[CAS No : 75-09-2]

- 化学物質等の名称 : ジクロロメタン(塩化メチレン)

- 化学式、構造式 $\text{Cl} - \begin{array}{c} \text{H} \\ | \\ \text{C} \\ | \\ \text{H} \end{array} - \text{Cl}$



健康有害性



感嘆符(警告)



水生環境有害性

化学物質等安全データシート(MSDS)の見方

- 例:ジクロルメタン

GHS分類

「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」(GHS)は化学品の危険有害性を一定の基準に従って分類し、絵表示等を用いて分かりやすく表示し、その結果をラベルや化学物質等安全データシートに反映させ、災害防止及び人の健康や環境の保護に役立てようとするもの

健康に対する有害性

急性毒性（経口）：区分4[飲み込むと有害]

皮膚腐食性・刺激性：区分2[皮膚刺激]

眼に対する重篤な損傷・眼刺激性：区分2A[強い眼刺激]

発がん性：区分2[発がんのおそれの疑い]

特定標的臓器・全身毒性（単回ばく露）

：区分1（中枢神経系、呼吸器）[臓器の障害]

：区分3（麻酔作用）[眠気又はめまいのおそれ]

特定標的臓器・全身毒性（反復ばく露）：区分1（中枢神経系、肝臓）
[長期又は反復ばく露による臓器の障害のおそれ]

化学物質等安全データシート(MSDS)の見方

- 例:ジクロルメタン

【安全対策】

- すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。
- 個人用保護具や換気装置を使用し、ばく露を避けること。
- 保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。
- 屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。
- ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。
- 取扱い後はよく手を洗うこと。
- 環境への放出を避けること。

化学物質等安全データシート(MSDS)の見方

- 例:ジクロルメタン

【救急処置】

- 吸入した場合:空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- 飲み込んだ場合:口をすすぐこと。無理して吐かせないこと。
- 眼に入った場合:水で15分以上注意深く洗うこと。コンタクトレンズを容易に外せる場合には外して洗うこと。
- 皮膚に付着した場合:多量の水と石鹸で洗うこと。
- 汚染された保護衣を再使用する場合には洗濯すること。
- ばく露又はその懸念がある場合:医師の診断、手当てを受けること。
- 皮膚刺激がある時、眼刺激が持続する時は、医師の治療を受けること。
- 飲み込んだ時、吸入した時、ばく露した時、気分が悪い時は、医師の手当てを受けること

化学物質等安全データシート(MSDS)の見方

- 例:ジクロルメタン

暴露防止及び保護措置

- 管理濃度 : 50 ppm
- 設備対策 : この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置する。
- ミスト、蒸気が発生する場合、換気装置を設置する。
- 保護具
- 呼吸器の保護具 : 呼吸器保護具(有機ガス用防毒マスク)を着用する。
- 手の保護具 : 保護手袋(塩素系溶剤用、テフロン製)を着用する。
- 眼の保護具 : 保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型)を着用する。
- 皮膚及び身体の保護具 : 長袖作業衣を着用する。
- 必要に応じて保護面、保護長靴を着用する。
- 衛生対策 : この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしない。
- 取扱い後はよく手を洗う。
- 保護具は保護具点検表により定期的に点検する。
- 作業衣を家に持ち帰ってはならない。

化学物質等安全データシート(MSDS)の見方

- 例:ジクロルメタン

適用法令

- 労働安全衛生法：名称等を表示すべき有害物「ジクロルメタン」(施行令第18条)
- 名称等を通知すべき有害物(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9)(政令番号 第257号「ジクロルメタン」)
- **第2種有機溶剤等**(施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号)
- 健康障害防止指針公表物質(法第28条第3項・厚労省指針公示)
- 変異原性が認められた既存化学物質(法第57条の5、労働基準局長通達)
- 作業環境測定基準、作業環境評価基準

有機溶剤中毒予防対策

- 危険有害性情報の入手、周知
- 代替品の使用
- 有機溶剤作業主任者の選任
- 蒸気の発散源対策
 - 密閉設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置等の設置
- 有機溶剤健康診断の実施
- 作業環境測定
- 適切な保護具の使用

化学物質等安全データシート(MSDS)の見方

資料 2

GHS: 化学品の分類および表示に関する世界調和システム
厚生労働省「職場のあんぜんサイト(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp>)」から

2003 年 7 月に「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」(The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals: GHS) が国連勧告として出されました。GHS は化学品の危険有害性を一定の基準に従って分類し、絵表示等を用いて分かりやすく表示し、その結果をラベルや MSDS (化学物質等安全データシート) に反映させ、災害防止及び人の健康や環境の保護に役立てようとするものです。

日本では約 2000 の化学物質の GHS 分類が公表されることになっています。その観点で、GHS の意味と分類を理解しておく必要があります。

GHS のシンボルと名称

炎	円上の炎	爆弾の爆発
		
腐食性	ガスボンベ	どくろ
		
感嘆符	環境	健康有害性
		

危険有害性を表す絵表示

(菱形枠は赤色、中のシンボルは黒色が用いられる。危険有害性の種類、区分によって使用される絵表示が多少異なるので詳細は GHS 文書を参照のこと)

絵表示				
概要	火薬類 自己反応性 化学品 有機過酸化 物	可燃性・引火性ガス 可燃性・引火性エアゾール 引火性液体、可燃性固体 自己反応性化学品 自然発火性液体、自然発火性固体、 自己発熱性化学品、水反応可燃性化 学品、有機過酸化物	支燃性・酸化 性ガス 酸化性液体 酸化性固体	高圧ガス

以上は、物理化学的危険性。

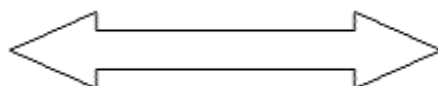
絵表示					
概要	急性毒性(区分 4)、皮膚腐食性・ 刺激性(区分 2)、 眼に対する重篤な 損傷・眼刺激性 (区分 2A)、皮膚感 作性、特定標的臓器・全身毒性(単 回ばく露)(区分 3)	急性毒性 (区分 1-3)	金属腐食性 物質 皮膚腐食性・ 刺激性(区分 1A-C)、眼に 対する重篤な 損傷・眼刺激 性(区分 1) 太字は物理 化学的危険 性	呼吸器感作性、生 殖細胞変異原性、 発がん性、生殖毒 性、特定標的臓器・ 全身毒性(単回ばく 露)(区分 1-2)、特 定標的臓器・全身 毒性(反復ばく露)、 吸引性呼吸器有害 性	水性環境 有害性

以上は、健康および環境有害性。

急性毒性（経口）の区分と該当するラベル情報

	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5
LD ₅₀ (mg/kg) (判定基準)	5 以下	50 以下	300 以下	2,000 以下	5,000 以下
絵表示					なし
注意喚起語	危険	危険	危険	警告	警告
危険有害性情報	飲み込むと生命に危険	飲み込むと生命に危険	飲み込むと有毒	飲み込むと有害	飲み込むと有害のおそれ

有害性 大



有害性 小

危険有害性、区分、シンボル、注意喚起語、危険有害性情報早見表

	危険有害性	危険有害性区分	シンボル	注意喚起語	危険有害性情報
1	火薬類	不安定爆発物	爆弾の爆発	危険	不安定爆発物
2	火薬類	等級 1.1	爆弾の爆発	危険	爆発物；大量爆発危険性
3	火薬類	等級 1.2	爆弾の爆発	危険	爆発物；激しい飛散危険性
4	火薬類	等級 1.3	爆弾の爆発	危険	爆発物；火災、爆風又は飛散危険性
5	火薬類	等級 1.4	爆弾の爆発	警告	火災又は飛散危険性
6	火薬類	等級 1.5	オレンジ色の地に1.5の数字	危険	火災時に大量爆発のおそれ
7	火薬類	等級 1.6	オレンジ色の地に1.6の数字		
8	可燃性・引火性ガス	1	炎	危険	極めて可燃性・引火性の高いガス
9	可燃性・引火性ガス	2		警告	可燃性・引火性ガス
10	可燃性・引火性エアゾール	1	炎	危険	極めて可燃性・引火性の高いエアゾール
11	可燃性・引火性エアゾール	2	炎	警告	可燃性・引火性エアゾール
12	支燃性・酸化性ガス	1	円上の炎	危険	発火又は火災助長のおそれ；酸化性物質
13	高圧ガス	圧縮ガス	ガスボンベ	警告	加圧ガス；熱すると爆発のおそれ
14	高圧ガス	液化ガス	ガスボンベ	警告	加圧ガス；熱すると爆発のおそれ
15	高圧ガス	深冷液化ガス	ガスボンベ	警告	深冷液化ガス；凍傷又は傷害のおそれ
16	高圧ガス	溶解ガス	ガスボンベ	警告	加圧ガス；熱すると爆発のおそれ
17	引火性液体	1	炎	危険	極めて引火性の高い液体及び蒸気
18	引火性液体	2	炎	危険	引火性の高い液体及び蒸気
19	引火性液体	3	炎	警告	引火性液体及び蒸気
20	引火性液体	4		警告	可燃性液体
21	可燃性固体	1	炎	危険	可燃性固体

22	可燃性固体	2	炎	警告	可燃性固体
23	自己反応性化学 品	タイプ A	爆弾の爆発	危険	熱すると爆発のおそれ
24	自己反応性化学 品	タイプ B	爆弾の爆発 & 炎	危険	熱すると火災や爆発のおそれ
25	自己反応性化学 品	タイプ C	炎	危険	熱すると火災のおそれ
26	自己反応性化学 品	タイプ D	炎	危険	熱すると火災のおそれ
27	自己反応性化学 品	タイプ E	炎	警告	熱すると火災のおそれ
28	自己反応性化学 品	タイプ F	炎	警告	熱すると火災のおそれ
29	自己反応性化学 品	タイプ G			
30	自然発火性液体	1	炎	危険	空気に触れると自然発火
31	自然発火性固体	1	炎	危険	空気に触れると自然発火
32	自己発熱性化学 品	1	炎	危険	自己発熱、火災の可能性
33	自己発熱性化学 品	2	炎	警告	大量の場合；自己発熱、火災 の可能性
34	水反応可燃性化 学品	1	炎	危険	水に触れると自然発火するおそ れのある可燃性・引火性ガスを 発生
35	水反応可燃性化 学品	2	炎	危険	水に触れると可燃性・引火性ガ スを発生
36	水反応可燃性化 学品	3	炎	警告	水に触れると可燃性・引火性ガ スを発生
37	酸化性液体	1	円上の炎	危険	火災又は爆発のおそれ；強酸 化性物質
38	酸化性液体	2	円上の炎	危険	火災助長のおそれ；酸化性物 質
39	酸化性液体	3	円上の炎	警告	火災助長のおそれ；酸化性物 質
40	酸化性固体	1	円上の炎	危険	火災又は爆発のおそれ；強酸 化性物質
41	酸化性固体	2	円上の炎	危険	火災助長のおそれ；酸化性物 質
42	酸化性固体	3	円上の炎	警告	火災助長のおそれ；酸化性物 質
43	有機過酸化物	タイプ A	爆弾の爆発	危険	熱すると爆発のおそれ
44	有機過酸化物	タイプ B	爆弾の爆発 & 炎	危険	熱すると火災や爆発のおそれ
45	有機過酸化物	タイプ C	炎	危険	熱すると火災のおそれ
46	有機過酸化物	タイプ D	炎	危険	熱すると火災のおそれ

47	有機過酸化物	タイプ E	炎	警告	熱すると火災のおそれ
48	有機過酸化物	タイプ F	炎	警告	熱すると火災のおそれ
49	有機過酸化物	タイプ G			
50	金属腐食性物質	1	腐食性	警告	金属腐食のおそれ
51	急性毒性(経口)	1	どくろ	危険	飲み込むと生命に危険(経口)
52	急性毒性(経口)	2	どくろ	危険	飲み込むと生命に危険(経口)
53	急性毒性(経口)	3	どくろ	危険	飲み込むと有毒(経口)
54	急性毒性(経口)	4	感嘆符	警告	飲み込むと有害(経口)
55	急性毒性(経口)	5		警告	飲み込むと有害のおそれ(経口)
56	急性毒性(経皮)	1	どくろ	危険	皮膚に接触すると生命に危険(経皮)
57	急性毒性(経皮)	2	どくろ	危険	皮膚に接触すると生命に危険(経皮)
58	急性毒性(経皮)	3	どくろ	危険	皮膚に接触すると有毒(経皮)
59	急性毒性(経皮)	4	感嘆符	警告	皮膚に接触すると有害(経皮)
60	急性毒性(経皮)	5		警告	皮膚に接触すると有害のおそれ(経皮)
61	急性毒性(吸入： 気体)	1	どくろ	危険	吸入すると生命に危険(気体)
62	急性毒性(吸入： 気体)	2	どくろ	危険	吸入すると生命に危険(気体)
63	急性毒性(吸入： 気体)	3	どくろ	危険	吸入すると有毒(気体)
64	急性毒性(吸入： 気体)	4	感嘆符	警告	吸入すると有害(気体)
65	急性毒性(吸入： 気体)	5		警告	吸入すると有害のおそれ(気体)
66	急性毒性(吸入： 蒸気)	1	どくろ	危険	吸入すると生命に危険(蒸気)
67	急性毒性(吸入： 蒸気)	2	どくろ	危険	吸入すると生命に危険(蒸気)
68	急性毒性(吸入： 蒸気)	3	どくろ	危険	吸入すると有毒(蒸気)
69	急性毒性(吸入： 蒸気)	4	感嘆符	警告	吸入すると有害(蒸気)
70	急性毒性(吸入： 蒸気)	5		警告	吸入すると有害のおそれ(蒸気)
71	急性毒性(吸入： 粉じん)	1	どくろ	危険	吸入すると生命に危険(粉じん)
72	急性毒性(吸入： 粉じん)	2	どくろ	危険	吸入すると生命に危険(粉じん)
73	急性毒性(吸入： 粉じん)	3	どくろ	危険	吸入すると有毒(粉じん)

74	急性毒性(吸入：粉じん)	4	感嘆符	警告	吸入すると有害(粉じん)
75	急性毒性(吸入：粉じん)	5		警告	吸入すると有害のおそれ(粉じん)
76	急性毒性(吸入：ミスト)	1	どくろ	危険	吸入すると生命に危険(ミスト)
77	急性毒性(吸入：ミスト)	2	どくろ	危険	吸入すると生命に危険(ミスト)
78	急性毒性(吸入：ミスト)	3	どくろ	危険	吸入すると有毒(ミスト)
79	急性毒性(吸入：ミスト)	4	感嘆符	警告	吸入すると有害(ミスト)
80	急性毒性(吸入：ミスト)	5		警告	吸入すると有害のおそれ(ミスト)
81	皮膚腐食性・刺激性	1A	腐食性	危険	重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷
82	皮膚腐食性・刺激性	1B	腐食性	危険	重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷
83	皮膚腐食性・刺激性	1C	腐食性	危険	重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷
84	皮膚腐食性・刺激性	2	感嘆符	警告	皮膚刺激
85	皮膚腐食性・刺激性	3		警告	軽度の皮膚刺激
86	眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	1	腐食性	危険	重篤な眼の損傷
87	眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	2A	感嘆符	警告	強い眼刺激
88	眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	2B		警告	眼刺激
89	呼吸器感作性	1	健康有害性	危険	吸入するとアレルギー、喘息又は呼吸困難を起こすおそれ
90	皮膚感作性	1	感嘆符	警告	アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
91	生殖細胞変異原性	1A	健康有害性	危険	遺伝性疾患のおそれ
92	生殖細胞変異原性	1B	健康有害性	危険	遺伝性疾患のおそれ
93	生殖細胞変異原性	2	健康有害性	警告	遺伝性疾患のおそれの疑い
94	発がん性	1A	健康有害性	危険	発がんのおそれ
95	発がん性	1B	健康有害性	危険	発がんのおそれ
96	発がん性	2	健康有害性	警告	発がんのおそれの疑い
97	生殖毒性	1A	健康有害性	危険	生殖能又は胎児への悪影響のおそれ

98	生殖毒性	1B	健康有害性	危険	生殖能又は胎児への悪影響のおそれ
99	生殖毒性	2	健康有害性	警告	生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い
100	生殖毒性	(授乳区分)			授乳中の子に害を及ぼすおそれ
101	特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露)	1	健康有害性	危険	臓器の障害
102	特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露)	2	健康有害性	警告	臓器の障害のおそれ
103	特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露)	3(気道刺激性)	感嘆符	警告	呼吸器への刺激のおそれ
104	特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露)	3(麻酔作用)	感嘆符	警告	眠気又はめまいのおそれ
105	特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露)	1	健康有害性	危険	長期又は反復ばく露による臓器の障害
106	特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露)	2	健康有害性	警告	長期又は反復ばく露による臓器の障害のおそれ
107	吸引性呼吸器有害性	1	健康有害性	危険	飲み込み、気道に侵入すると生命に危険のおそれ
108	吸引性呼吸器有害性	2	健康有害性	警告	飲み込み、気道に侵入すると有害のおそれ
109	水生環境急性有害性	1	環境	警告	水生生物に非常に強い毒性
110	水生環境急性有害性	2			水生生物に毒性
111	水生環境急性有害性	3			水生生物に有害
112	水生環境慢性有害性	1	環境	警告	長期的影響により水生生物に非常に強い毒性
113	水生環境慢性有害性	2	環境		長期的影響により水生生物に毒性
114	水生環境慢性有害性	3			長期的影響により水生生物に有害
115	水生環境慢性有害性	4			長期的影響により水生生物に有害のおそれ

有機溶剤を 正しく使いましょう



使用する有機溶剤等の
危険有害性の確認

作業主任者の選任

蒸気の発散源対策

作業環境測定

特殊健康診断



有機溶剤とは

有機溶剤とは、他の物質を溶かす性質を持つ有機化合物の総称であり、様々な職場で、溶剤として塗装、洗浄、印刷等の作業に幅広く使用されています。

有機溶剤は常温では液体ですが、一般に揮発性が高いため、蒸気となって作業者の呼吸を通じて体内に吸収されやすく、また、油脂に溶ける性質があることから皮膚からも吸収されます。



規則の対象となる有機溶剤は

有機溶剤中毒予防規則（有機則）の対象となる有機溶剤は右ページの54種類です。

有機溶剤等とは、有機溶剤または有機溶剤含有物（有機溶剤と有機溶剤以外の物との混合物で、有機溶剤の含有率が5%（重量パーセント）を超えるもの）をいいます。

有機溶剤業務とは

- イ **有機溶剤等を製造する工程**における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌、加熱又は容器若しくは設備への注入の業務
- ロ 染料、医薬品、農薬、化学繊維、合成樹脂、有機顔料、油脂、香料、甘味料、火薬、写真薬品、ゴム若しくは可塑剤又はこれらのものの中間体を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌又は加熱の業務
- ハ 有機溶剤含有物を用いて行う印刷の業務
- ニ 有機溶剤含有物を用いて行う文字の書込み又は描画の業務
- ホ 有機溶剤等を用いて行うつや出し、防水その他物の面の加工の業務
- ヘ 接着のためにする有機溶剤等の塗布の業務
- ト 接着のために有機溶剤等を塗布された物の接着の業務
- チ 有機溶剤等を用いて行う洗浄（フに掲げる業務に該当する洗浄の業務を除く。）又は払拭の業務
- リ 有機溶剤含有物を用いて行う塗装の業務（フに掲げる業務に該当する塗装の業務を除く。）
- ヌ 有機溶剤等が付着している物の乾燥の業務
- ル 有機溶剤等を用いて行う試験又は研究の業務
- ロ 有機溶剤等を入れたことのあるタンク（有機溶剤の蒸気の発散するおそれがないものを除く。以下同じ。）の内部における業務

屋内作業場等とは

- 屋内作業場
- 船舶の内部
- 車両の内部
- タンク等の内部
 - 地下室の内部その他通風が不十分な屋内作業場
 - 船倉の内部その他通風が不十分な船舶の内部
 - 保冷貨車の内部その他通風が不十分な車両の内部
 - タンクの内部
 - ピットの内部
 - 坑の内部
 - ずい道の内部
 - 暗きよ又はマンホールの内部
 - 箱桁の内部
 - ダクトの内部
 - 水管の内部
 - そのほか通風が不十分な場所（航空機、コンテナ、蒸気管、煙道、ダム、船体ブロックの各内部等）

有機溶剤の種類と区分

有機溶剤中毒予防規則の対象となる有機溶剤は下記の54種類です

	物質名	CAS No.	沸点	参考 IARC	がん原性 指針
第1種有機溶剤	クロロホルム	67-66-3	62℃	2B	○
	四塩化炭素	56-23-5	77℃	2B	○
	1,2-ジクロロエタン（別名二塩化エチレン）	107-06-2	84℃	2B	○
	1,2-ジクロロエチレン（別名二塩化アセチレン）	540-59-0	60℃		
	1,1,2,2-テトラクロロエタン（別名四塩化アセチレン）	79-34-5	146℃	3	
	トリクロロエチレン	79-01-6	87℃	2A	
	二硫化炭素	75-15-0	46℃		
第2種有機溶剤	アセトン	67-64-1	56℃		
	イソブチルアルコール	78-83-1	108℃		
	イソプロピルアルコール	67-63-1	83℃	3	
	イソペンチルアルコール（別名イソアミルアルコール）	123-51-3	132℃		
	エチルエーテル	60-29-7	35℃		
	エチレングリコールモノエチルエーテル（別名セロソルブ）	110-80-5	135℃		
	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（別名セロソルブアセテート）	111-15-9	156℃		
	エチレングリコールモノノルマル-ブチルエーテル（別名ブチルセロソルブ）	111-76-2	171℃	3	
	エチレングリコールモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ）	109-86-4	125℃		
	オルト-ジクロロベンゼン	95-50-1	180℃	3	
	キシレン	1330-20-7	138℃	3	
	クレゾール	1319-77-3	191℃		
	クロルベンゼン	108-90-7	132℃		
	酢酸イソブチル	110-19-0	118℃		
	酢酸イソプロピル	108-21-4	89℃		
	酢酸イソペンチル（別名酢酸イソアミル）	123-92-2	142℃		
	酢酸エチル	141-78-6	77℃		
	酢酸ノルマル-ブチル	123-86-4	126℃		
	酢酸ノルマル-プロピル	109-60-4	102℃		
	酢酸ノルマル-ペンチル（別名酢酸ノルマル-アミル）	628-63-7	149℃		
	酢酸メチル	79-20-9	57℃		
	シクロヘキサノール	108-93-0	161℃		
	シクロヘキサノン	108-94-1	156℃	3	
	1,4-ジオキサン	123-91-1	101℃	2B	○
	ジクロルメタン（別名二塩化メチレン）	75-09-2	40℃	2B	○
	N,N-ジメチルホルムアミド	68-12-2	153℃	3	○
	スチレン	100-42-5	145℃	2B	
	テトラクロロエチレン（別名パークロロエチレン）	127-18-4	121℃	2A	○
	テトラヒドロフラン	109-99-9	66℃		
	1,1,1-トリクロロエタン	71-55-6	74℃	3	○
	トルエン	108-88-3	111℃	3	
	ノルマルヘキサン	110-54-3	69℃		
	1-ブタノール	71-36-3	117℃		
	2-ブタノール	78-92-2	100℃		
	メタノール	67-56-1	65℃		
	メチルイソブチルケトン	108-10-1	117℃	2B	
	メチルエチルケトン	78-93-3	80℃		
	メチルシクロヘキサノール	25639-42-3	174℃		
	メチルシクロヘキサノン	1331-22-2	163℃		
	メチル-ノルマル-ブチルケトン	591-78-6	126℃		
第3種有機溶剤	ガソリン		38～204℃	2B	
	コールタールナフサ（ソルベントナフサを含む。）		120～200℃		
	石油エーテル		35～60℃		
	石油ナフサ		30～170℃		
	石油ベンジン		50～90℃		
	テレピン油		149℃		
	ミネラルスピリット（ミネラルシナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターペンを含む。）		130～200℃		

注：上記有機溶剤が5%を超えて含有されている物質も該当します。有機溶剤かどうか分からない場合は、その製品に添付されるSDS（安全データシート）等により確認する必要があります。

注：IARC（国際がん研究機関）の発がん性分類 1：ヒトに対して発がん性がある 2A：ヒトに対しておそらく発がん性がある
2B：ヒトに対する発がん性が疑われる 3：ヒトに対する発がん性が分類できない

注：がん原性指針については9ページ参照

注：上記物質名中、「クロル」は「クロロ」と表記されることもあります。

使用する有機溶剤等の危険有害性の確認と周知

使用する有機溶剤等の危険有害性を確認し、関係者に周知徹底し、必要な対策を講じましょう。

1. 使用する溶剤、塗料、原料等の製品に添付されている安全データシート(SDS (Safety Data Sheets))により有機溶剤の種類、含有率を確認する。
2. 各有機溶剤の有害性を確認する。
3. 安全データシートが付されていない場合は、供給元（代理店などの納入元、メーカー）に提供を求める。

製品安全データシート	
作成者（法人にあってはその名称） 住所 担当部門 担当者 電話番号 緊急連絡先 E-mail 作成・改訂日	
1. 化学物質等の名称	
2. 危険有害性の要約 GHS分類・・・	標章 
3. 組成、成分情報 名称 成分及び含有量 化学式または構造式 官報公示整理番号（安衛法、化審法） CAS番号	
4. 応急措置 吸入した場合 皮膚に付着した場合 眼に入った場合 飲み込んだ場合 ・・・	
5. 火災時の措置 消火方法 消火剤 ・・・	
6. 漏出時の措置 人体に対する注意事項、保護具、緊急措置 環境に対する注意事項 回収、中和・・・	
7. 取扱い及び保管上の注意 技術的対策 局所排気・全体換気 安全取扱い注意事項 ・・・	
8. ばく露防止及び保護措置 管理濃度 許容濃度 ・日本産業衛生学会 ・ACGIH 設備対策 保護具の種類 ・・・	
9. 物理化学的性質 外観、物性、蒸気圧・・・	
10. 安定性及び反応性・・・	
11. 有害性情報 急性毒性、皮膚腐食性・刺激性・・・	
12. 環境影響情報・・・	
13. 廃棄上の注意・・・	
14. 輸送上の注意・・・	
15. 適用法令・・・	
16. その他（記載内容の問合せ先、引用文献等）	

4. 有機溶剤等に含まれる化学物質の危険有害性、および有機溶剤等に係る事故発生時の措置について、作業者に周知徹底するとともに、必要な対策を講じる。

譲渡・提供するとき

容器・包装への表示

第1種有機溶剤または第2種有機溶剤を一定*1以上含有する製剤その他の物を容器・包装に入れて他の事業者へ譲渡、提供する場合は、容器・包装に右の事項の表示が必要です。注）主として一般消費者の生活の用に供するためのものは除外

*1 テトラクロロエチレン、トリクロロエチレンについては、0.1%以上

エチレングリコールモノエチルエーテル、エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート、エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル、エチレングリコールモノメチルエーテル、キシレン、N,N-ジメチルホルムアミド、スチレン、トルエン、二硫化炭素、メタノールについては、0.3%以上

その他の有機溶剤については、1%以上

①名称、②成分、③人体に及ぼす影響、④貯蔵または取扱い上の注意、⑤表示者の氏名、住所、電話番号、⑥注意喚起語、⑦安定性及び反応性、⑧標章

文書の交付等

有機溶剤を一定*2以上含有する製剤その他の物を容器・包装に入れて他の事業者へ譲渡、提供する場合は、安全データシート(SDS)の交付等により右の事項の通知が必要です。注）主として一般消費者の生活の用に供するためのものは除外

*2 オルト-ジクロロベンゼン、クロゾール、酢酸イソブチル、酢酸イソプロピル、酢酸エチル、酢酸ノルマルブチル、酢酸ノルマルプロピル、酢酸メチル、テトラヒドロフラン、メチルイソブチルケトン、メチルエチルケトン、メチルシクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノン、メチルノルマルブチルケトン、コルタールナフサ、石油エーテル、石油ナフサ、石油ベンゼン、ミネラルスピリットについては、1%以上
その他の有機溶剤については、0.1%以上

①名称、②成分及びその含有量、③物理的及び化学的性質、④人体に及ぼす作用、⑤貯蔵又は取扱い上の注意、⑥流出その他の事故が発生した場合において講ずべき応急の措置、⑦通知者の名称、住所、電話番号、⑧危険性又は有害性の要約、⑨安定性及び反応性、⑩適用される法令、⑪その他参考となる事項

作業主任者の選任

作業主任者の選任

屋内作業場等において、有機溶剤業務を行うときは、作業主任者を選任し、次の事項を行わせる必要があります。

注)試験研究の業務を除く

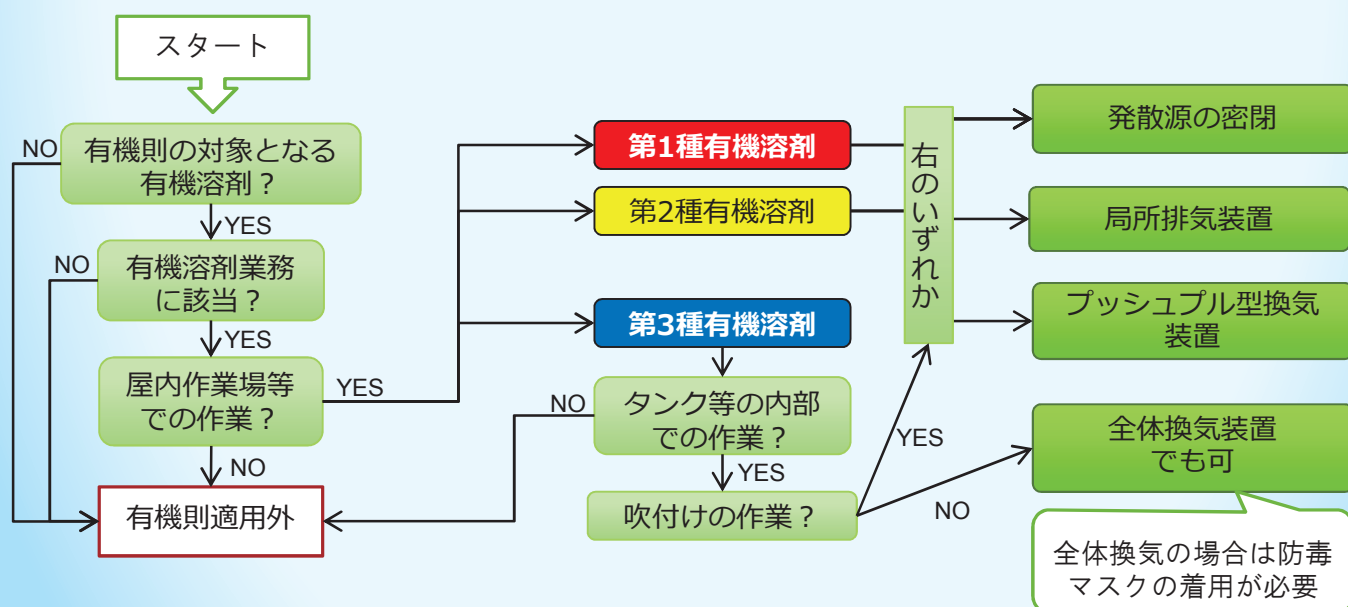
○有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者のうちから、有機溶剤作業主任者を選任

○作業主任者の職務

- ① 作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
- ② 局所排気装置、プッシュプル型換気装置または全体換気装置を1月以内ごとに点検すること。
- ③ 保護具の使用状況を監視すること。
- ④ タンク内作業における措置が講じられていることを確認すること。

有機溶剤蒸気の発散源対策

有機溶剤の発散源対策を確認してみましょう

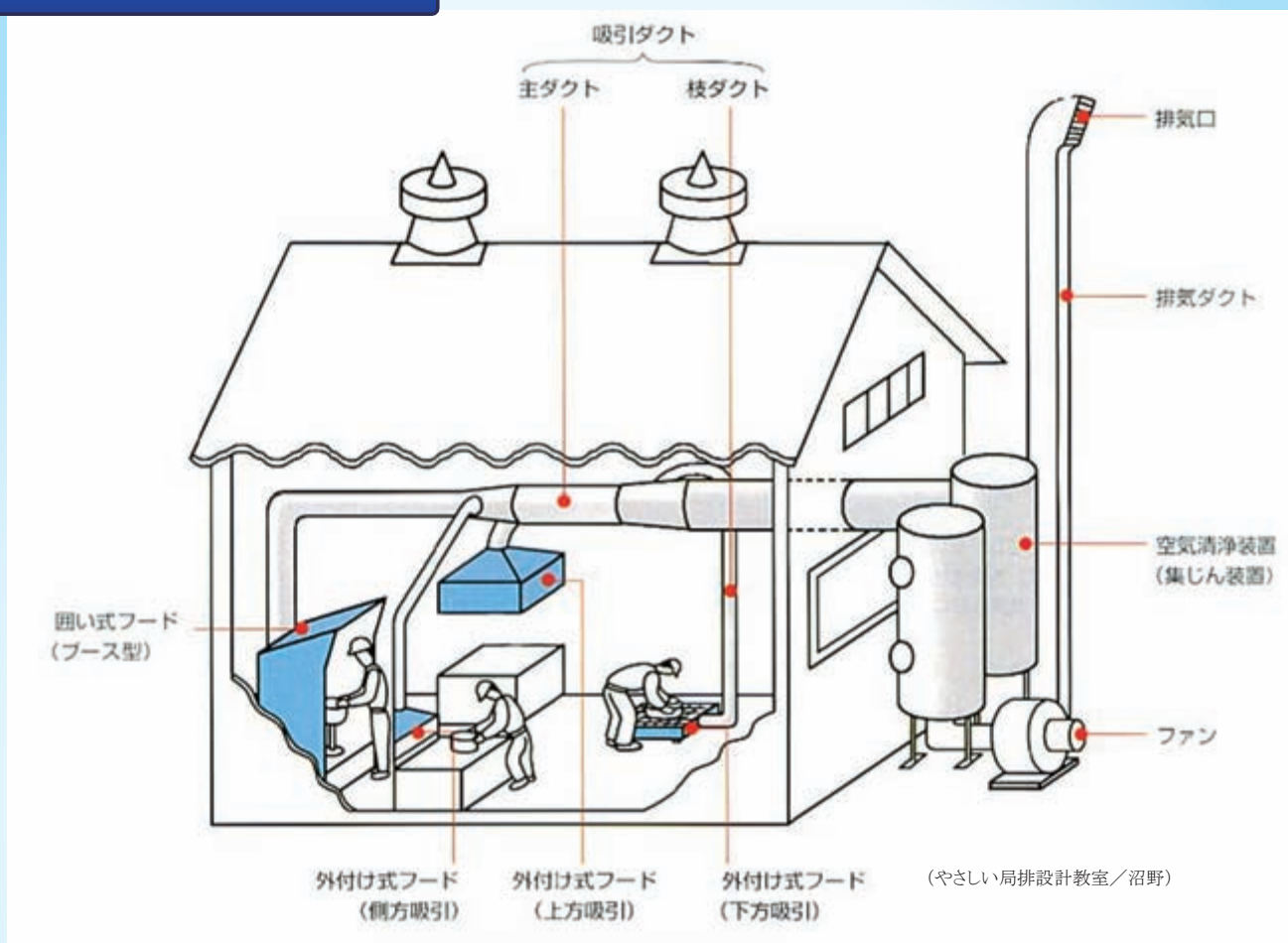


屋内作業場等において有機溶剤業務に労働者を従事させるときは、その作業場所に有機溶剤の蒸気の出発源を密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置等を設けなければなりません。

有機則適用外であっても、作業の内容、使用する溶剤の有害性の程度に応じて、換気装置の設置、保護具の使用など労働者の健康障害を予防するための措置を講ずるよう努めましょう。

有機溶剤蒸気の発散源対策

局所排気装置の設置例

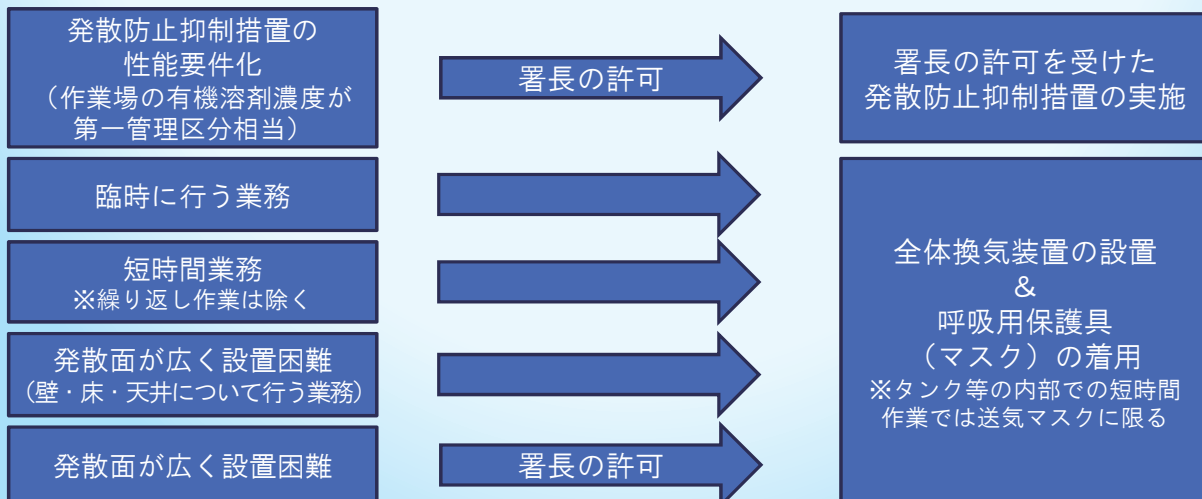


- ・局所排気装置等の設置、移転、変更については、事前に労働基準監督署長への届出が必要です。
- ・局所排気装置は1年以内ごとに1回の定期自主検査と、1月以内ごとに1回の点検が必要です。

局所排気装置など設置の例外

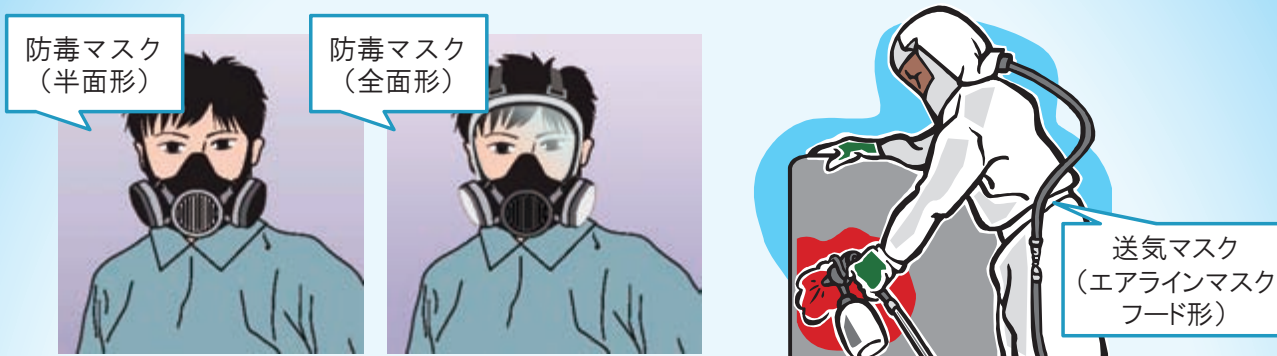
※下記は概略図ですので、要件詳細は法令等によりご確認ください。

(局所排気装置またはプッシュプル型換気装置を設けなくてもよい例外)



呼吸用保護具

臨時に行う有機溶剤業務、短時間の有機溶剤業務、発散面の広い有機溶剤業務等を行う場合で、局所排気装置等を置かない場合、送気マスクまたは有機ガス用防毒マスクを使用させなければなりません(タンク等の内部での短時間の業務、有機溶剤等を入れたことのあるタンクの内部での業務については、送気マスクに限りません。)。なお、有機ガス用防毒マスクは有効時間に注意が必要です。



作業環境管理

作業環境測定

第1種有機溶剤および第2種有機溶剤に係る有機溶剤業務を行う屋内作業場では、作業環境測定とその評価、結果に応じた適切な改善を行うことが必要です。

- 6月以内ごとに1回、定期的に、作業環境測定士(国家資格)による作業環境測定を実施
- 結果について作業環境評価基準(告示)に基づいて評価を行い、第3管理区分の場合には、直ちに改善のための措置を講じること。第2管理区分の場合も改善に努める必要がある。
- 測定の記録および評価の記録を3年間保存

注: 作業環境測定士が事業場内にいないときは、登録を受けた作業環境測定機関に測定を委託する必要があります。

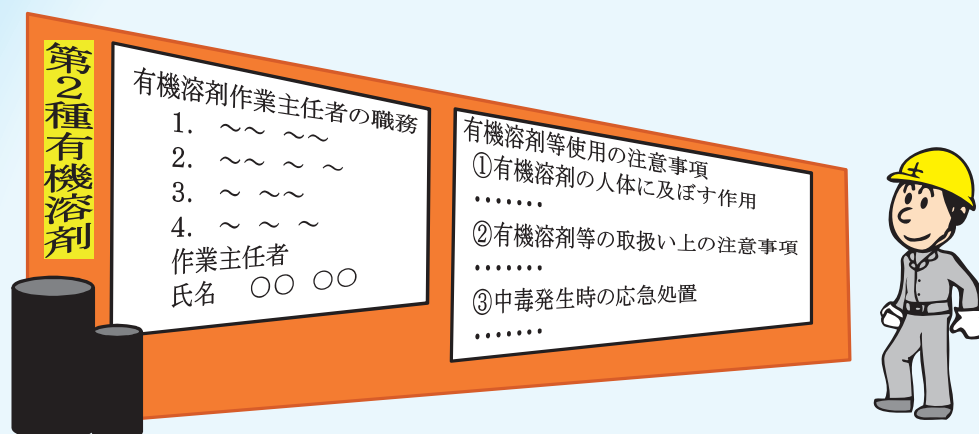
物質名	管理濃度 (ppm)	物質名	管理濃度 (ppm)	物質名	管理濃度 (ppm)
アセトン	500	酢酸イソペンチル (別名酢酸イソアミル)	50	テトラクロルエチレン (別名パークロルエチレン)	50
イソブチルアルコール	50	酢酸エチル	200	テトラヒドロフラン	50
イソプロピルアルコール	200	酢酸ノルマルブチル	150	1,1,1-トリクロルエタン	200
イソペンチルアルコール (別名イソアミルアルコール)	100	酢酸ノルマルプロピル	200	トリクロルエチレン	10
エチルエーテル	400	酢酸ノルマルペンチル (別名酢酸ノルマルアミル)	50	トルエン	20
エチレングリコールモノエチルエーテル (別名セロソルフ)	5	酢酸メチル	200	二硫化炭素	1
エチレングリコールモノエチルエーテルアセート (別名セロソルフアセート)	5	四塩化炭素	5	ノルマルヘキサン	40
エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル (別名ブチルセロソルフ)	25	シクロヘキサノール	25	1-ブタノール	25
エチレングリコールモノメチルエーテル (別名メチルセロソルフ)	0.1	シクロヘキサノン	20	2-ブタノール	100
オルトジクロルベンゼン	25	1,4-ジオキサン	10	メタノール	200
キシレン	50	1,2-ジクロルエタン (別名二塩化エチレン)	10	メチルイソブチルケトン	20
クレゾール	5	1,2-ジクロルエチレン (別名二塩化アセチレン)	150	メチルエチルケトン	200
クロルベンゼン	10	ジクロルメタン (別名二塩化メチレン)	50	メチルシクロヘキサノール	50
クロロホルム	3	N,N-ジメチルホルムアミド	10	メチルシクロヘキサノン	50
酢酸イソブチル	150	スチレン	20	メチルノルマルブチルケトン	5
酢酸イソプロピル	100	1,1,2,2-テトラクロルエタン (別名四塩化アセチレン)	1		

掲示と保管

掲示

以下の事項を作業中でも容易にわかるよう見やすい場所に掲示する。

- 作業主任者の氏名・職務の掲示（労働安全衛生規則第18条）
- 有機溶剤が人体に及ぼす作用等の掲示（有機則第24条）
- 取り扱う有機溶剤等の区分の表示（有機則第25条）（第1種：赤、第2種：黄、第3種：青）



貯蔵および空容器の処理

貯蔵するときは、有機溶剤等がこぼれ、漏えいし、または発散するおそれのない栓等をした堅固な容器を用い、施錠できる換気の良い場所に保管しなければなりません。

空容器は、当該容器を密閉するか、または当該容器を屋外の一定の場所に集積しなければなりません。



適用除外認定

消費する有機溶剤等の量が少量で、許容消費量を超えないときは、所轄労働基準監督署長の適用除外認定を受けることができます。

この認定を受けていない場合には、たとえ消費量が少量であっても、作業環境測定や健康診断等の実施が必要です。

- 屋内作業場等（タンク等の内部以外の場所）

作業時間一時間に消費する有機溶剤等の量が、常態として許容消費量を超えないとき。

- タンク等の内部

一旦に消費する有機溶剤等の量が、許容消費量に常を超えないとき。

消費する有機溶剤等の区分	有機溶剤等の許容消費量
第1種有機溶剤等	$W = \frac{1}{15} \times A$
第2種有機溶剤等	$W = \frac{2}{5} \times A$
第3種有機溶剤等	$W = \frac{3}{2} \times A$
備考 W＝有機溶剤等の許容消費量（単位 グラム） A＝作業場の気積（床面から4mを超える高さにある空間を除く。単位 m ³ ）。ただし、気積が150m ³ を超える場合は、150m ³ とする。	

健康管理

有機溶剤等健康診断

有機溶剤業務に常時従事する労働者に対して、雇入れの際、または当該業務への配置替えの際およびその後6月以内ごとに1回、定期的に、次の項目について健康診断を実施

※ 第3種有機溶剤等にあつては、タンク等の内部における業務に限る

【必須項目】

- ①業務の経歴の調査
- ②有機溶剤による健康障害の既往歴の調査
 - 有機溶剤による自覚症状および他覚症状の既往歴の調査
 - 尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査に係る既往の検査結果の調査
 - 有機溶剤による④⑤及び⑦～⑩に掲げる項目についての既往の異常所見の有無の調査
- ③有機溶剤による自覚症状または他覚症状と通常認められる症状の有無の検査
- ④尿中の蛋白の有無の検査
- ⑤下の表の区分に応じ、右欄に掲げる項目

【医師が必要と認める場合に行う項目】

- ⑥作業条件の調査
- ⑦貧血検査
- ⑧肝機能検査
- ⑨腎機能検査(尿中の蛋白の有無の検査を除く)
- ⑩神経内科学的検査

有機溶剤の種類	検査項目			
	尿中の代謝物	肝機能	貧血	眼底
エチレングリコールモノエチルエーテル、エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート、エチレングリコールモノ-ノルマル-ブチルエーテル、エチレングリコールモノメチルエーテル			○	
オルト-ジクロロベンゼン、クレゾール、クロロベンゼン、クロロホルム、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,2-ジクロロエタン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,2,2-テトラクロロエタン		○		
キシレン、スチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トルエン、ノルマルヘキサン	○			
N,N-ジメチルホルムアミド、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン	○	○		
二硫化炭素				○

※尿中の代謝物の量の検査：右表参照

※肝機能検査：GOT、GPT、 γ -GTP

※貧血検査：血色素量、赤血球数

有機溶剤の種類	検査内容
キシレン	尿中メチル馬尿酸
スチレン	尿中マンデル酸
1,1,1-トリクロロエタン	尿中トリクロロ酢酸又は総三塩化物
トルエン	尿中馬尿酸
ノルマルヘキサン	尿中2,5-ヘキサジオン
N,N-ジメチルホルムアミド	尿中N-メチルホルムアミド
テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン	尿中トリクロロ酢酸又は総三塩化物

- 労働者が有機溶剤に著しく汚染され、または多量に吸入した時は速やかに医師による診察または処置を受けさせる
- 健康診断の結果(個人票)を5年間保存
- 健康診断の結果を労働者に通知
- 有機溶剤等健康診断結果報告書(様式第3号の2)を労働基準監督署に提出

動物実験で発がん性が確認された化学物質の中には、有機溶剤として使用されるものもあります。

国では、そうした化学物質について予防的な観点から指針を発出し、事業者が適切な管理を行うよう要請しています。

* 労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害防止指針 (いわゆる「がん原性指針」)

対象は以下の26物質です。(これらを重量の1%を超えて含有するものを含みます。)

◆なお、これらの物質の中には有機溶剤中毒予防規則(有機則)の対象物質が8物質含まれています。有機則が適用される業務については、有機則の措置に加えて指針の措置のうち(3)労働衛生教育、(4)労働者の把握を行ってください。

	物質名	CAS No.	有機溶剤・特定化学物質		
			有機則適用 (5%超で、有 機溶剤業務の 場合)	特定化学 物質障害予防 規則適用 (5%超の場合)	指針のみ該当 (1%超)
1	アントラセン	120-12-7			○
2	2,3-エポキシ-1-プロパノール	556-52-5			○
3	塩化アリル	107-05-1			○
4	オルト-フェニレンジアミン及びその塩	95-54-5ほか			○
5	キノリン及びその塩	91-22-5ほか			○
6	1-クロロ-2-ニトロベンゼン	88-73-3			○
7	クロロホルム	67-66-3	○		●
8	酢酸ビニル	108-05-4			○
9	四塩化炭素	56-23-5	○		●
10	1,4-ジオキサン	123-91-1	○		●
11	1,2-ジクロロエタン(別名二塩化エチレン)	107-06-2	○		●
12	1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン	89-61-2			○
13	2,4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン	611-06-3			○
14	1,2-ジクロロプロパン	78-87-5			○
15	ジクロロメタン	75-09-2	○		●
16	N,N-ジメチルホルムアミド	68-12-2	○		●
17	テトラクロロエチレン(別名パークロルエチレン)	127-18-4	○		●
18	1,1,1-トリクロロエタン	71-55-6	○		●
19	ノルマル-ブチル-2,3-エポキシプロピルエーテル	2426-08-6			○
20	パラ-ジクロロベンゼン	106-46-7			○
21	パラ-ニトロアニソール	100-17-4			○
22	パラ-ニトロクロロベンゼン	100-00-5		○	■
23	ヒドラジン及びその塩、ヒドラジーン水和物	302-01-2ほか			○
24	ビフェニル	92-52-4			○
25	2-ブテナール	123-73-9			○
26	1-ブロモ-3-クロロプロパン	109-70-6			○

(平成24年8月1日現在)

- ：以下のア及びイ
- ア：1%を超え5%以下の場合
- イ：5%を超え、かつ、有機溶剤業務以外の業務の場合
- ：1%を超え5%以下の場合

これらの物質は、国による長期毒性試験の結果、哺乳動物にがんを生じさせることが判明したものです。これらの物質の人に対するがん原性は、現在確定していませんが、労働者がこれらの物質に長期間ばく露された場合、がんを生じる可能性が否定できないことから、「化学物質による健康障害を防止するための指針」の対象としています。

指針に定める措置の内容

※有機則適用業務では同則の規定が優先されます

(1) 対象物質へのばく露を低減させるための措置

ア 事業場における対象物質等の製造量、取扱量、作業の頻度、作業時間、作業の態様等を勘案し、必要に応じ、危険性又は有害性等の調査等を実施し、その結果に基づいて、次に掲げる作業環境管理に係る措置、作業管理に係る措置その他必要な措置を講じてください。

(ア) 作業環境管理

① 使用条件等の変更 ② 作業工程の改善 ③ 設備の密閉化 ④ 局所排気装置等の設置

(イ) 作業管理

- ① 作業を指揮する者の選任
- ② 労働者が対象物質にばく露しないような作業位置、作業姿勢又は作業方法の選択
- ③ 呼吸用保護具、不浸透性の保護衣、保護手袋等の保護具の使用
- ④ 対象物質にばく露される時間の短縮

イ 上記アによりばく露を低減するための装置等の設置等を行った場合、次により当該装置等の管理を行ってください。

(ア) 局所排気装置等については、作業が行われている間、適正に稼働させること。

(イ) 局所排気装置等については、定期的に保守点検を行うこと。

(ウ) 対象物質等を作業場外へ排出する場合は、当該物質を含有する排気、排液等による事業場の汚染の防止を図ること。

ウ 保護具については、同時に就業する労働者の人数分以上を備え付け、常時有効かつ清潔に保持してください。また、労働者に送気マスクを使用させたときは、清浄な空気の入りが可能となるよう吸気口の位置を選定し、当該労働者が有害な空気を吸入しないように措置してください。

エ 次の事項に係る基準を定め、これに基づき作業させてください。

(ア) 設備、装置等の操作、調整及び点検

(イ) 異常な事態が発生した場合における応急の措置

(ウ) 保護具の使用

(2) 作業環境測定

ア 屋内作業場について、対象物質の空気中における濃度を定期的に測定

- ✓ 測定は作業環境測定士が実施することが望まれます。
- ✓ 測定は6月以内ごとに1回実施するよう努めてください。

イ 作業環境測定を行ったときは、当該測定結果の評価を行い、その結果に基づき施設、設備、作業工程及び作業方法等の点検を行ってください。

- ✓ アントラセン、キノリン及び1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼンの作業環境測定を除く。
- ✓ 点検結果に基づき、必要に応じて使用条件等の変更、作業工程の改善、作業方法の改善その他作業環境改善のための措置を講じるとともに、呼吸用保護具の着用その他労働者の健康障害を予防するため必要な措置を講じてください。

ウ 作業環境測定の結果及び結果の評価の記録を30年間保存するよう努めてください。

(3) 労働衛生教育

業務に従事する労働者に対して、次の事項について労働衛生教育を行ってください。

ア 対象物質の性状及び有害性

イ 対象物質等を使用する業務

ウ 対象物質による健康障害、その予防方法及び応急措置

エ 局所排気装置その他のばく露低減のための設備及びそれらの保守、点検の方法

オ 作業環境の状態の把握

カ 保護具の種類、性能、使用方法及び保守管理

キ 関係法令

※上記の事項に係る労働衛生教育の時間は計4.5時間以上としてください。

(4) 労働者の把握

対象物質等の製造・取扱い業務に常時従事する労働者について、1月を超えない期間ごとに次の事項を記録してください。

ア 労働者の氏名

イ 従事した業務の概要及び当該業務に従事した期間

ウ 対象物質により著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び講じた応急措置の概要

※上記の事項の記録は、当該記録を行った日から30年間保存するよう努めてください。

(5) 危険有害性等の表示および譲渡提供時の文書交付

○対象物質等を譲渡又は提供する場合は、労働安全衛生法第57条及び第57条の2の規定に基づき、容器又は包装に名称等の表示を行うとともに、相手方に安全データシート(SDS)の交付等により名称等を通知してください。

○名称等を通知された場合は、労働安全衛生法第101条第2項の規定に基づき、SDSを事業場に掲示する等により労働者に周知してください。

○労働者に対象物質等を取り扱わせる場合には、「化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針」(平成24年厚生労働省告示第133号)の規定に基づき、容器等に名称等を表示するとともに、SDSを作成してください。また、作成したSDSを労働者に周知することが望まれます。

有機溶剤中毒予防規則の適用早見表

	条文	規制内容	第1種有機溶剤	第2種有機溶剤	第3種有機溶剤
労働安全衛生法	57条	表示	○	○	×
	57条の2	文書の交付	○	○	○
	88条	計画の届出	○	○	○
有機溶剤中毒予防規則(有機則)	5条	第1種、第2種有機溶剤に係る設備	○ (いずれか)	○ (いずれか)	—
	6条	第3種有機溶剤に係る設備(タンク等の内部)	—	—	○ ○ ○ 吹付け以外○ 吹付け×
	14条～17条	局所排気装置等の性能要件	○	○	○
	18条	局所排気装置等の稼働時の要件	○	○	○
	19条	作業主任者の選任	○	○	○
	20条～21条	定期自主検査	○	○	○
	22条～23条	点検、補修	○	○	○
	24条	掲示	○	○	○
	25条	区分の表示	○	○	○
	26条	タンク内作業	○	○	○
	27条	事故の場合の退避等	○	○	○
	28条～28条の3	作業環境の測定	○	○	×
		実施	○	○	×
		結果の評価	○	○	×
		結果に基づく措置	△	△	×
	29条～30条の3	健康診断の実施	○	○	△
	32条～33条	送気マスクまたは有機ガス用防毒マスクの使用	△	△	△
	33条の2,34条	保護具の数等	○	○	○
	35条,36条	貯蔵と空容器	○	○	○

○：義務の対象となるもの

△：特定の場合において、義務の対象となるもの

参照条文・・・厚生労働省法令等データベースサービス>第5編労働基準>第2章安全衛生
<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/html/hourei/contents.html>

お問い合わせ先・・・都道府県労働局または労働基準監督署
 所在案内：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>

有機溶剤等健康診断個人票

氏名		生年月日	年 月 日	雇入年月日	年 月 日
		性 別	男・女		
有機溶剤業務の経歴					
健診年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 齢	歳	歳	歳	歳	歳
1.雇入れ 2.配置替え 3.定期の別					
健診対象有機溶剤の名称					
有機溶剤業務名					
有機溶剤による既往歴					
自覚症状					
他覚症状					
尿中の蛋白の検査		- + ++ +++	- + ++ +++	- + ++ +++	- + ++ +++
代謝物の検査	()				
	()				
	()				
	()				
	()				
	()				
貧血検査	血色素量 (g/dl)				
	赤血球数 (万/m ³)				
肝機能検査	G O T (IU/l)				
	G P T (IU/l)				
	γ - G T P (IU/l)				
眼底検査					
医師が必要と認める者に行う検査					
作業条件の調査					
貧血検査					
肝機能検査					
腎機能検査					
神経内科学的検査					
その他の検査					
医師の診断					
健康診断を実施した医師の氏名印					
医師の意見					
意見を述べた医師の氏名印					
備考					

様式第3号(第30条関係)(裏面)

(備考)

- 1 「1.雇入れ 2.配置替え 3.定期の別」の欄は、該当番号を記入すること。
- 2 「健診対象有機溶剤の名称」の欄は、労働安全衛生法施行令別表第6の2の号数を記入すること。
- 3 「有機溶剤業務名」の欄は、有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第6号に掲げる業務の番号を記入すること。
- 4 「自覚症状」及び「他覚症状」の欄は、次の番号を記入すること。
 1.頭重 2.頭痛 3.めまい 4.悪心 5.嘔吐 6.食欲不振 7.腹痛 8.体重減少 9.心悸亢進
 10.不眠 11.不安感 12.焦燥感 13.集中力の低下 14.振戦 15.上気道又は眼の刺激症状
 16.皮膚又は粘膜の異常 17.四肢末端部の疼痛 18.知覚異常 19.握力減退 20.膝蓋腱・アキレス腱反射異常 21.視力低下 22.その他
- 5 「代謝物の検査」の左欄は、有機溶剤中毒予防規則第29条第3項の検査を行ったときに、別表から対象有機溶剤の番号及び名称を記入するとともに、()内には検査内容の番号を記入すること。また、単位についても、別表によること。
- 6 代謝物の検査について、有機溶剤中毒予防規則第29条第4項の規定により、医師が必要でないとして認めて省略した場合には、「代謝物の検査」の欄に「 」を記入すること。この場合、必要により備考欄にその理由等を記入すること。
- 7 「医師の診断」の欄は、異常なし、要精密検査、要治療等の医師の診断を記入すること。
- 8 「医師の意見」の欄は、健康診断の結果、異常の所見があると診断された場合に、就業上の措置について医師の意見を記入すること。

別表

有機溶剤の名称	検査内容	単位
11.キシレン	1.尿中のメチル馬尿酸	g / l
30.N・N - ジメチルホルムアミド	1.尿中のN - メチルホルムアミド	mg / l
31.スチレン	1.尿中のマンデル酸	g / l
33.テトラクロルエチレン	1.尿中のトリクロル酢酸	mg / l
	2.尿中の総三塩化物	mg / l
35.1・1・1 - トリクロルエタン	1.尿中のトリクロル酢酸	mg / l
	2.尿中の総三塩化物	mg / l
36.トリクロルエチレン	1.尿中のトリクロル酢酸	mg / l
	2.尿中の総三塩化物	mg / l
37.トルエン	1.尿中の馬尿酸	g / l
39.ノルマルヘキサン	1.尿中の2・5 - ヘキサンジオン	mg / l

実 施 月 講 習 科 目 実 施 機 関			4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10月	11月	12月	1 月	2 月	3 月	
登 録 作 業 主 任 者 技 能 講 習	プ レ ス 機 械 作 業 主 任 者 乾 燥 設 備 作 業 主 任 者 特 定 化 学 物 質 及 び 四 ア ル キ ル 鉛 等 作 業 主 任 者 酸 素 欠 乏 ・ 硫 化 水 素 危 険 作 業 主 任 者 有 機 溶 剤 作 業 主 任 者	基 準 協 会						松 山					松 山		
			松 山		新 居 浜		新 居 浜			松 山			新 居 浜		
			松 山／新 居 浜	新 居 浜	松 山／四 国 中 央	新 居 浜	松 山	新 居 浜	松 山	四 国 中 央／新 居 浜	松 山	新 居 浜	松 山	新 居 浜	
			新 居 浜	松 山	新 居 浜			新 居 浜		松 山		新 居 浜	松 山		
				新 居 浜							松 山				
	石 綿 作 業 主 任 者 地 山 の 掘 削 及 び 土 止 め 支 保 工 作 業 主 任 者 建 築 物 等 の 鉄 骨 の 組 立 て 等 作 業 主 任 者 コ ン ク リ ー ト 造 の 工 作 物 の 解 体 等 作 業 主 任 者	基 準 協 会 愛 媛 建 労 新 居 浜 建 労					松 山					松 山			
									新 居 浜						
									松 山 11～13						
									松 山 26～27						
										松 山 25～26					
	型 わ く 支 保 工 の 組 立 て 等 作 業 主 任 者 足 場 の 組 立 て 等 作 業 主 任 者 木 材 加 工 用 機 械 作 業 主 任 者 は い 作 業 主 任 者 船 内 荷 役 作 業 主 任 者 化 学 設 備 関 係 第 一 種 圧 力 容 器 取 扱 作 業 主 任 者 普 通 第 一 種 圧 力 容 器 取 扱 作 業 主 任 者 木 造 建 築 物 の 組 立 て 等 作 業 主 任 者	建 災 防 愛 媛 建 労 建 災 防 愛 媛 建 労 林 災 防 港 湾 災 防 ボ イ ラ 協 会 愛 媛 建 労								松 山					
					松 山 12～13		松 山 28～29			松 山 27～28					
								松 山							
										東 温 15～16 東 温 7～8					
								東 温 19～20							
登 録 技 能 講 習	ガ ス 溶	基 準 協 会	松 山	今 治／新 居 浜	宇 和 島		松 山／八 幡 浜		新 居 浜	今 治		松 山			
		コ マ ツ	西 条	西 条	西 条	西 条／松 山	西 条／松 山	西 条	西 条	西 条	西 条	西 条	西 条	西 条	
		コ ベ ル コ	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	
		ロ イ ヤ ル				伯 方						伯 方		伯 方	
		基 準 協 会		松 山		松 山		松 山			松 山			松 山	
	高 所 作 業 車 運 転	コ マ ツ	西 条／松 山	西 条／松 山／宇 和	西 条／宇 和	西 条／松 山	西 条／松 山	西 条／松 山	西 条／御 荘／松 山	西 条／宇 和	西 条	西 条／宇 和	西 条	西 条	西 条
		タ ダ ノ	東 温			東 温			東 温			東 温			
		石 原	松 山	松 山	松 山	松 山	松 山	松 山	松 山	松 山	松 山	松 山	松 山		
		コ ベ ル コ	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	
		ロ イ ヤ ル						伯 方						伯 方	
	車 両 系 建 設 機 械（ 整 地 ・ 運 搬 ・ 積 込 み 用 及 び 掘 削 用 ） 運 転	建 災 防				松 山（学 科）7月18～19日（実 技）26～27日									
		コ マ ツ	西 条／宇 和	西 条／松 山／御 荘	西 条／宇 和	西 条／松 山	西 条／御 荘	西 条／宇 和／松 山	西 条	西 条	西 条	西 条／宇 和	西 条／松 山	西 条	西 条
		コ ベ ル コ	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	
		建 災 防													
		コ マ ツ	西 条／宇 和	松 山／御 荘	西 条／宇 和	西 条／松 山	西 条／松 山／御 荘	西 条／宇 和	西 条／宇 和	西 条	宇 和	松 山	西 条	西 条	
車 両 系 建 設 機 械（ 解 体 用 ） 運 転	コ ベ ル コ	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	
	建 災 防									松 山（学 科）11月7日（実 技）14～15					
	コ マ ツ	西 条／松 山	西 条	西 条／松 山	西 条／宇 和	西 条／宇 和	西 条／松 山	西 条	西 条／松 山	西 条／宇 和	西 条	西 条	西 条	西 条	
	陸 災 防	松 山／四 国 中 央	新 居 浜	八 幡 浜／松 山	松 山／宇 和 島	四 国 中 央	今 治	松 山／新 居 浜	八 幡 浜	四 国 中 央	今 治／松 山／新 居 浜	宇 和 島／松 山／四 国 中 央	西 条		
	コ マ ツ	西 条／松 山	西 条／宇 和	西 条／松 山	西 条	四 国 中 央	西 条／宇 和	西 条／松 山	西 条／御 荘	西 条／松 山	西 条／宇 和	西 条／宇 和	西 条		
フ ォ ー ク リ フ ト 運 転	タ ダ ノ	東 温	東 温	東 温	東 温	東 温	東 温	東 温	東 温	東 温	東 温	東 温	東 温	東 温	
	石 原	松 山	松 山	松 山	松 山	松 山	松 山	松 山	松 山	松 山	松 山	松 山			
	コ ベ ル コ	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部		
	ロ イ ヤ ル			伯 方					伯 方						
	陸 災 防		松 山	四 国 中 央	今 治	松 山／新 居 浜	松 山		新 居 浜		四 国 中 央		松 山		
玉 掛	ク レ ー ン 協 会	松 山／新 居 浜	四 国 中 央	宇 和 島／新 居 浜／今 治	松 山／八 幡 浜／四 国 中 央	新 居 浜	松 山／今 治	四 国 中 央	松 山／八 幡 浜	新 居 浜	松 山	新 居 浜			
	コ マ ツ	西 条	西 条／松 山	西 条	西 条	西 条	西 条／松 山	西 条／宇 和	西 条	西 条	西 条	西 条	西 条／宇 和		
	コ ベ ル コ	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部		
	ロ イ ヤ ル		伯 方						伯 方						
	ク レ ー ン 協 会	松 山	新 居 浜	松 山	宇 和 島	松 山	八 幡 浜	今 治		松 山	新 居 浜	松 山			
小 型 移 動 式 ク レ ー ン 運 転	コ マ ツ	西 条／松 山	西 条	西 条	西 条	西 条／松 山	西 条／宇 和	西 条／御 荘	西 条／松 山	西 条	西 条	西 条／宇 和	西 条		
	タ ダ ノ	東 温			東 温			東 温			東 温				
	石 原	松 山	松 山	松 山	松 山	松 山	松 山	松 山	松 山	松 山	松 山	松 山			
	コ ベ ル コ	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部		
	ロ イ ヤ ル							伯 方							
床 上 操 作 式 ク レ ー ン 運 転	ク レ ー ン 協 会					新 居 浜				今 治			松 山		
	コ マ ツ	西 条（学 科）松 山（実 技）	西 条（学 科）松 山（実 技）	西 条（学 科）松 山（実 技）	西 条（学 科）松 山（実 技）	西 条（学 科）松 山（実 技）	西 条（学 科）松 山（実 技）		西 条（学 科）松 山（実 技）	西 条（学 科）松 山（実 技）	西 条（学 科）松 山（実 技）	西 条（学 科）松 山（実 技）	西 条（学 科）松 山（実 技）		
	コ ベ ル コ	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部	砥 部		
	コ マ ツ	西 条		西 条		西 条		西 条		西 条			西 条		
	ボ イ ラ ー 取 扱	ボ イ ラ 協 会				宇 和 島／新 居 浜	8月実施 西 条 松 山 八 幡 浜 土 居 今 治 新 居 浜				松 山				
実 技 教 育 向	ク レ ー ン ・ デ リ ッ ク 運 転（ 含 ・ 床 上 限 定 運 転 ） 移 動 式 ク レ ー ン 運 転	ク レ ー ン 協 会	新 居 浜	新 居 浜	新 居 浜	新 居 浜	新 居 浜	新 居 浜	新 居 浜	新 居 浜	新 居 浜	新 居 浜	新 居 浜	新 居 浜	
		ク レ ー ン 協 会	新 居 浜	新 居 浜	新 居 浜	新 居 浜	新 居 浜	新 居 浜	新 居 浜	新 居 浜	新 居 浜	新 居 浜	新 居 浜	新 居 浜	
	ボ イ ラ ー 実 技 講 習 安 全 衛 生 推 進 者 養 成 講 習 衛 生 推 進 者 養 成 講 習	ボ イ ラ 協 会		松 山	新 居 浜				新 居 浜／松 山			松 山			
		基 準 協 会 各 支 部			松 山／新 居 浜	八 幡 浜		四 国 中 央／宇 和 島	松 山／今 治				松 山	松 山	
	上 能 力 育 向	衛 生 管 理 者	基 準 協 会												松 山
ボ イ ラ ー 取 扱 作 業 主 任 者		ボ イ ラ 協 会									松 山				
フ ォ ー ク リ フ ト 業 務 従 事 者		陸 災 防													
玉 掛 け 業 務 従 事 者		陸 災 防													
玉 掛 け 業 務 従 事 者		陸 災 防													
そ の 他 の 安 全 衛 生 教 育 等	ク レ ー ン ・ デ リ ッ ク 運 転 土 移 動 式 ク レ ー ン 運 転 土	ク レ ー ン 協 会												新 居 浜	
	職 長 教 育（ 一 般 ） 安 全 管 理 者 選 任 時 研 修 危 険 予 知 訓 練 挟 ま れ ・ 巻 き 込 ま れ 体 験 研 修 有 機 溶 剤 業 務 従 事 者 教 育 携 帯 丸 の こ 盤 作 業 従 事 者 教 育	基 準 協 会 各 支 部	西 条	松 山	西 条／四 国 中 央	松 山	西 条	松 山	西 条	松 山／四 国 中 央	西 条	松 山	西 条	西 条	西 条（コ マ ツ）
			松 山	新 居 浜	松 山		西 条（コ マ ツ）	新 居 浜	松 山	新 居 浜	西 条（コ マ ツ）		松 山	新 居 浜	
					四 国 中 央		松 山／新 居 浜		新 居 浜／今 治／四 国 中 央			松 山		新 居 浜	
					四 国 中 央				四 国 中 央						
					松 山／八 幡 浜		八 幡 浜	松 山							
	職 長 教 育（ 建 設 業 ） 職 長 の た め の リ ス ク ア セ ス メ ン ト 教 育 足 場 の 組 立 て 等 作 業 主 任 者 能 力 向 上 教 育 施 工 管 理 者 等 の た め の 足 場 点 検 実 務 者 研 修 管 理 者 の た め の リ ス ク ア セ ス メ ン ト 教 育 ド ラ グ ・ シ ョ ベ ル 危 険 再 認 識 教 育 振 動 工 具 取 扱 い 作 業 従 事 者 教 育 熱 中 症 予 防 指 導 員 研 修 刈 払 機 取 扱 作 業 者 安 全 衛 生 教 育	建 災 防	西 条（コ マ ツ）		松 山 27～28	西 条（コ マ ツ）	松 山 7～8	西 条（コ マ ツ）		西 条（コ マ ツ）	松 山 11～12		西 条（コ マ ツ）		
					松 山 7										
					松 山 1										
林 内 作 業 事（ フ ォ ー ワ ー ダ 等 ） を 使 用 す る 集 材 作 業 従 事 者 安 全 衛 生 教 育 病 役 運 搬 機 械 等 に よ る は い 作 業 従 事 者 安 全 衛 生 教 育 フ ォ ー ク リ フ ト 事 業 内 検 査 査															

技能講習、特別教育等実施機関

略 称	実 施 機 関 名 称	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号
基 準 協 会	(社)愛媛労働基準協会	790-0067	松山市大手町1丁目10番地1 岩本ビル3階	(089)921-7033	(089)941-8734
〃 松山支部	(社)愛媛労働基準協会 松山支部	790-0067	松山市大手町1丁目10番地1 岩本ビル3階	(089)947-3051	(089)907-7600
〃 新居浜支部	(社)愛媛労働基準協会 新居浜支部	792-0021	新居浜市泉宮町5番8号 ユアーズオフィスコート103	(0897)37-3550	(0897)37-3593
〃 四国中央支部	(社)愛媛労働基準協会 四国中央支部	799-0113	四国中央市妻鳥町2608-1	(0896)29-5511	(0896)29-5512
〃 今治支部	(社)愛媛労働基準協会 今治支部	794-0015	今治市常盤町4丁目5-4 今治中央ビル2階	(0898)22-6806	(0898)22-6806
〃 八幡浜支部	(社)愛媛労働基準協会 八幡浜支部	796-0031	八幡浜市江戸岡1丁目1番14号	(0894)22-2296	(0894)22-2281
〃 宇和島支部	(社)愛媛労働基準協会 宇和島支部	798-0060	宇和島市丸之内1丁目3番20号 宇和島バスセンター2階	(0895)25-8867	(0895)24-1339
建 災 防	建設業労働災害防止協会愛媛支部	790-0002	松山市二番町4丁目4番地4 愛媛県建設会館内	(089)943-5330	(089)933-0168
陸 災 防	陸上貨物運送事業労働災害防止協会愛媛県支部	790-8552	松山市南江戸1丁目6番3号 愛媛県トラック総合SC内	(089)923-7637	(089)924-4260
林 災 防	林業・木材製造業労働災害防止協会愛媛県支部	790-0811	松山市本町7丁目2番地 本町ビル2階	(089)924-3603	(089)924-3610
港 湾 災 防	港湾貨物運送事業労働災害防止協会四国総支部	760-0064	高松市朝日新町32番47号	(087)851-7108	(087)822-5336
ボ イ ラ 協 会	(社)日本ボイラ協会愛媛支部	790-0067	松山市大手町2丁目7-5 愛媛県印刷会館3階	(089)947-0384	(089)907-9998
愛 媛 建 労	愛媛県建設労働組合	790-0012	松山市湊町8丁目111-1 愛建ビル4階	(089)941-4562	(089)947-6340
クレーン協会	(社)日本クレーン協会愛媛支部	790-0067	松山市大手町1丁目1番2号 内山ビル3階	(089)941-3407	(089)921-6917
建 荷 協	(社)建設荷役車両安全技術協会愛媛県支部	790-0003	松山市三番町7丁目8番1号 山本ビル2階	(089)941-6740	(089)941-7361
コ マ ツ	コマツ教習所(株)四国センタ	793-0010	西条市飯岡3563	(0897)58-6631	(0897)55-1144
タ ダ ノ	(株)タダノ教習センター 高松教習所	761-0185	高松市新田町甲34番地	(087)839-5513	(087)839-5514
石 原	(株)石原自動車教習所 技能講習センター	791-0054	松山市空港通4丁目8番12号	(089)972-1010	(089)972-1039
新 居 浜 建 労	新居浜建築技能者労働組合	792-0033	新居浜市横水町8-31	(0897)40-2424	(0897)40-5055
コ ベ ル コ	コベルコ教習所株式会社 松山教習センター	791-2111	伊予郡砥部町八倉44-1	(089)905-1800	(089)905-1801
ロ イ ヤ ル	株式会社ロイヤルコーポレーション ロイヤルパワーアップスクール	729-0104	広島県福山市松永町4丁目15番地83号	(084)933-4590	(084)934-6785

有機溶剤作業主任者技能講習の開催予定表（愛媛県内）

○ 主催 登録技能講習機関

社団法人 愛媛労働基準協会 松山市大手町 1-10-1 岩本ビル 3 階

電話 089-921-7033

<http://www7.ocn.ne.jp/~aikiren/>

○ 開催日・会場

開催日	会場	定員	受付開始	受付締切
平成 24 年 11 月 6 日(火)～7 日(水)	ゴールドビル味酒 (松山市味酒町 1-10-2)	100 名	9/6	10/23
平成 25 年 1 月 30 日(水)～31 日(木)	東予自動車会館 (新居浜市本郷 3-5-35)	100 名	11/30	1/16
平成 25 年 2 月 6 日(水)～7 日(木)	ゴールドビル味酒 (松山市味酒町 1-10-2)	100 名	12/6	1/23

受付は講習開催日の 2 か月前から開始し、定員になり次第締め切ります。

○ 開講・閉講時刻

1 日目 開講：8 時 50 分 閉講：17 時

2 日目 開講：8 時 50 分 閉講：17 時 15 分

○ 講習科目・時間

講習科目	時間
健康障害及びその予防措置に関する知識	4 時間
作業環境の改善方法に関する知識	4 時間
保護具に関する知識	2 時間
関係法令	2 時間
修了試験	1 時間

○ 申込・問合せ先

	所在地	電話番号
社団法人 愛媛労働基準協会 松山支部	松山市大手町 1-10-1 岩本ビル 3 階	089-947-3051
社団法人 愛媛労働基準協会 新居浜支部	新居浜市泉宮町 5-8 ユアーズオフィスコート 103	0897-37-3550
社団法人 愛媛労働基準協会 今治支部	今治市常盤町 4-5-4 今治中央ビル 2 階	0898-22-6806
社団法人 愛媛労働基準協会 八幡浜支部	八幡浜市江戸岡 1-1-14	0894-22-2296
社団法人 愛媛労働基準協会 宇和島支部	宇和島市丸の内 1-3-20 宇和島バスセンター 2 階	0895-25-8867
社団法人 愛媛労働基準協会 四国中央支部	四国中央市妻鳥町 2608-1	0896-29-5511

労働衛生に関する問い合わせ先等一覧

資料 6

1 労働衛生に係る法律・制度全般について

機関の名称	所在地(電話/FAX)	管轄区域
愛媛労働局 労働基準部健康安全課	松山市若草町 4-3 松山若草合同庁舎 5 階 電話(089)935-5204/FAX(089)935-5247	県下全域
松山労働基準監督署	松山市六軒家町 3-27 松山労働総合庁舎 4 階 電話(089)917-5250/FAX(089)917-5230	松山市、伊予市、東温市、伊予郡、上浮穴郡
新居浜労働基準監督署	新居浜市一宮町 1-5-3 電話(0897)37-0151/FAX(0897)37-3655	新居浜市、西条市、四国中央市、今治市のうち宮窪町大字四阪島
今治労働基準監督署	今治市旭町 1-3-1 電話(0898)32-4560/FAX(0898)32-3362	今治市(新居浜労働基準監督署の管轄区域を除く。)、越智郡
八幡浜労働基準監督署	八幡浜市江戸岡 1-1-10 電話(0894)22-1750/FAX(0894)22-1899	八幡浜市、大洲市、西予市、西宇和郡、喜多郡
宇和島労働基準監督署	宇和島市天神町 4-40 電話(0895)22-4655/FAX(0895)24-3389	宇和島市、北宇和郡、南宇和郡

2 産業保健全般について(自発的健康診断受診支援事業)

機関の名称	所在地	電話/FAX
愛媛産業保健推進センター	松山市千舟町 4-5-4 住友生命松山千舟ビル 2F	(089)915-1911 (089)915-1922

3 国家試験について

(1) 衛生管理者・潜水土等の免許試験

機関の名称	所在地(電話)	免許の種類
(財)安全衛生技術試験協会 中国四国安全衛生技術センター	福山市新涯 2-29-36 TEL(084)954-4661	衛生・高圧・X線・ガンマ線・潜水土

(2) 安全衛生コンサルタント試験

機関の名称	所在地	電話/FAX
(社)日本労働安全衛生コンサルタント会 愛媛県支部	松山市南江戸 2 丁目 4 - 15 愛ファミリー労働衛生研究所内	(089)927-1518 (089)927-1568

(3)

作業環境測定士試験

機関の名称	所在地	電話 / FAX
(財)安全衛生技術試験協会	東京都千代田区三崎町 1-3-12 水道橋ビル 8F	(03)3295-1088 (03)3295-0809

4

各種技能講習・特別教育等について

機関の名称	所在地	電話 / FAX
(社)愛媛労働基準協会	松山市大手町 1-10-1 岩本ビル 3 階	(089)921-7033 (089)941-8734
(社)愛媛労働基準協会 松山支部	松山市大手町 1-10-1 岩本ビル 3 階	(089)947-3051 (089)947-7600
(社)愛媛労働基準協会 新居浜支部	新居浜市泉宮町 5-8 ユアーズオフィスコート 103	(0897)37-3593 (0897)37-3593
(社)愛媛労働基準協会 四国中央支部	四国中央市妻鳥町 2608-1	(0896)29-5511 (0896)29-5512
(社)愛媛労働基準協会 今治支部	今治市常盤町 4-5-4 今治中央ビル 2 階	(0898)22-6806 (0898)22-6806
(社)愛媛労働基準協会 八幡浜支部	八幡浜市江戸岡 1-1-14	(0894)22-2296 (0894)22-2296
(社)愛媛労働基準協会 宇和島支部	宇和島市丸の内 1-3-20 宇和島バスセンター 2 階	(0895)25-8867 (0895)24-1339
建設業労働災害防止協会 愛媛支部	松山市二番町 4 丁目 4 番地 4 愛媛県建設会館内	(089)943-5330 (089)933-0168
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 愛媛県支部	松山市南江戸 1 丁目 6 番 3 号 愛媛県トラック総合 SC 内	(089)923-7637 (089)924-4260
林業・木材製造業労働災害防止協会 愛媛県支部	松山市本町 7 丁目 2 番地 本町ビル 2 階	(089)924-3603 (089)924-3610
港湾貨物運送事業労働災害防止協会 四国総支部	高松市朝日新町 32 番 47 号	(087)851-7108 (087)822-5336
(社)日本ボイラ協会愛媛支部	松山市大手町 2 丁目 7-5 愛媛県印刷会館 3 階	(089)947-0384 (089)947-0384
(社)日本砕石協会愛媛県支部	松山市二番町 4 丁目 4 番地 4 愛媛県建設会館内	(089)945-4637 (089)945-4890

機関の名称	所在地	電話 / FAX
愛媛県建設労働組合	松山市大手町 2 丁目 7-2	(089)941-4562 (089)947-6340
(社)日本クレーン協会愛媛支部	松山市大手町 1 丁目 1 番 2 号 内山ビル 3 階	(089)941-3407 (089)921-6917
(社)建設荷役車両安全技術協会 愛媛県支部	松山市三番町 7 丁目 8 番 1 号 山本ビル 2 階	(089)941-6740 (089)941-7361
コマツ教習所(株) 四国センタ	西条市飯岡 3563	(0897)58-6631 (0897)55-1144
(株)タダノ教習センター	高松市新田町甲 34 番地	(087)839-5513 (087)839-5514
(株)石原自動車教習所 技能講習センター	松山市空港通 4 丁目 8 番 12 号	(089)972-1010 (089)972-1039
新居浜建築技能者労働組合	新居浜市横水町 8 - 31	(0897)40-2424 (0897)40-5055
コベルコ教習所株式会社 松山教習 センター	伊予郡砥部町八倉 44 - 1	(089)905-1800 (089)905-1801
株式会社ロイヤルコーポレーション ロイヤルパワーアップスクール	広島県福山市松永町 4 丁目 15 番地 83 号	(084)933-4590 (084)934-6785

5 作業環境測定について

登録 番号	機関の名称	所在地	対象物質
38-2	(株)住化分析センター 愛媛事業所	新居浜市菊本町 1-7-5 0897-32-8977	粉じん、特定化学物質、 金属類、有機溶剤
38-4	住鉱テクノリサーチ(株)	新居浜市磯浦町 17-2 0897-34-3411	粉じん、特定化学物質、 金属類、有機溶剤
38-8	帝人エコサイエンス(株) 松山事業所	松山市西垣生町 2345 089-971-5818	粉じん、特定化学物質、 金属類、有機溶剤
38-9	(株)環境分析センター	松山市北久米町 989-1 089-956-1141	粉じん、特定化学物質、 金属類、有機溶剤
38-10	(株)西条環境分析センター	西条市樋之口 452 0897-55-3367	粉じん、特定化学物質、 金属類、有機溶剤

登録 番号	機関の名称	所在地	対象物質
38-12	ハリソン東芝 ライティング(株)	今治市旭町 5-2-1 0898-23-9834	粉じん、特定化学物質、 金属類、有機溶剤
38-14	四電ビジネス(株) 西条事業所	西条市喜多川 853 0897-55-4040	粉じん、有機溶剤
38-15	三浦工業(株) 環境事業本部	松山市北条辻 864-1 089-960-2350	粉じん、特定化学物質、 金属類、有機溶剤
38-16	(株)綜企画設計 環境事業部	今治市片山 2-9-13 0898-25-4131	粉じん、特定化学物質、 金属類、有機溶剤
38-17	(株)四国機器サービス	西条市下島山 843-2 0897-55-6358	粉じん、特定化学物質、 金属類、有機溶剤
38-18	大王製紙保安検査システム (株)	四国中央市三島紙屋町 2-60 0896-23-1100	粉じん、有機溶剤

6 認定産業医講習等について

機関の名称	所在地	電話/FAX
(社)愛媛県医師会	松山市三番町 4-5-3	(089)943-7582 (089)933-1465

7 労働者健康保持増進サービス機関 (平成 20 年 7 月 4 日現在)

機関の名称	所在地	電話
(医)紫愛会石川病院	川之江市上分町 732-1	(0896)58-2222
(有)四国健診協会	新居浜市徳常町 5-8	(0897)35-1117
(社)日本健康倶楽部 エヒメ支部	松山市高岡町 90-5	(089)972-7769
医療法人菅井内科	松山市一番町 3-3-3	(089)931-3161

8 女性労働者の母性健康管理について

機関の名称	所在地	電話/FAX
愛媛労働局 雇用均等室	松山市若草町 4-3 松山若草合同庁舎 6 階	(089)935-5222 (089)935-5223

9 健康診断実施機関

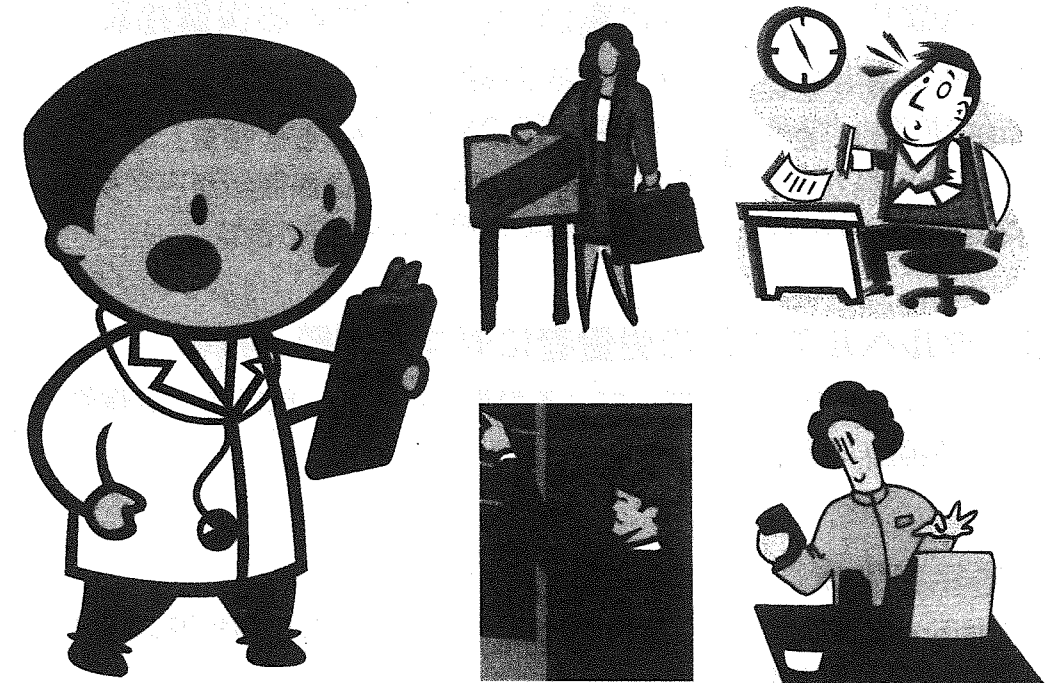
労働安全衛生法(じん肺健康診断の場合は、じん肺法)に基づいた健康診断が実施可能な医療機関、健康診断実施機関であればどこでも可能です。

小規模事業場の事業者・労働者のみなさまへ

地域産業保健センターをご活用下さい

産業保健サービスを **無料** で受けられます

地域産業保健センターでは、労働者数 50 人未満の小規模事業場の事業者や小規模事業場で働く人を対象として、労働安全衛生法で定められた保健指導などの産業保健サービスを無料で提供いたします。



事業者には、労働安全衛生法に基づいた健康診断などの実施義務がありますが、小規模事業場の事業者が独自に医師を確保し、労働者に対する保健指導、健康相談などの産業保健サービスを十分に提供することが困難な状況にあります。

こういった小規模事業場の事業者とそこで働く人々が、充実した産業保健サービスを受けられるよう、都道府県ごとに地域産業保健センターが設けられています。

● 松山地域産業保健センター

〒790-0011 松山市千舟町 4-5-4 (松山千舟 454 ビル 2 階)
TEL : 080-5952-8516 (矢野コーディネーター)

● 今治地域産業保健センター

TEL : 080-5952-8515 (永井コーディネーター)

● 八幡浜地域産業保健センター

〒796-8002 八幡浜市広瀬 1-7-17 (八幡浜医師会館内)
TEL : 080-5952-8514 (井上コーディネーター)

● 宇和島地域産業保健センター

TEL : 080-5952-8517

● 四国中央地域産業保健センター

TEL : 080-5952-8518 (福西コーディネーター)

● 愛媛県地域産業保健センター

〒790-0011 松山市千舟町 4-5-4 (松山千舟 454 ビル 2 階)
(愛媛産業保健推進センター内)
TEL : 080-5952-8513

愛媛県地域産業保健センター

事業者の方へ

★以下のサービスを無料で受けられます★

① 健康診断結果に基づく医師からの意見聴取

労働安全衛生法に定められている健康診断で、異常の所見があった労働者に関して、その健康を保持するために必要な措置について医師から意見を聴くことができます。

② 脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導

労働安全衛生法に定められている健康診断の結果、「血中脂質検査」「血圧の検査」「血糖検査」「尿中の糖の検査」「心電図検査」の項目に異常の所見があった労働者に対し、医師または保健師が日常生活面での指導や健康管理に関する情報の提供などを行います。

③ メンタルヘルス不調の労働者に対する相談・指導

メンタルヘルス不調を感じている労働者に対し、医師または保健師による相談・指導を行います。

④ 長時間労働者に対する面接指導

時間外労働が長時間に及ぶ労働者に対し、疲労の蓄積状況の確認など医師による面接指導を行います。

※ ① 健康診断結果に基づく医師からの意見聴取

④ 長時間労働者に対する面接指導（対象者から申し出があった場合）の実施は、労働安全衛生法により事業者が義務付けられています。

働く方へ

★以下のサービスを無料で受けられます★

A 脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導

職場で実施した健康診断の結果、「血中脂質検査」「血圧の検査」「血糖検査」「尿中の糖の検査」「心電図検査」の項目に異常の所見があったときは、医師または保健師による日常生活面の指導などを受けることができます。

B メンタルヘルス不調に関する相談・指導

こころの健康に不安を感じているときは、医師または保健師に相談することができます。

C 長時間労働による疲労や健康不安に関する面接指導

時間外労働が長時間に及び、疲労が蓄積したときは、医師の面接指導を受けることができます。

地域産業保健センターのご利用にあたって

各サービスのご利用にあたっては、地域産業保健センターへの事前の申込みが必要です。

なお、以下のサービスについて、同じ労働者が2回以上利用するときは、利用できない場合や事業者が利用料の一部を負担いただくことがあります。

「脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導」
「メンタルヘルス不調者に関する相談・指導」
「長時間労働者に対する面接指導」

「メンタルヘルス対策支援センター」の 専門スタッフがお手伝いします。

近年、社会的関心が高まっている職場のメンタルヘルス対策について、総合相談窓口の開設、事業場訪問による支援、管理監督者教育の実施、職場復帰支援プログラムの作成支援、情報の提供等を行いますので、事業場の産業保健関係者、人事労務担当者の方のご利用をお待ちしています。

全国のメンタルヘルス対策支援センターの事業内容の詳細は、ホームページで以下のとおり検索してください。

🔍 メンタルヘルス対策支援センター事業 労働者健康福祉機構 | 検索

メンタルヘルス対策支援センターの専用電話番号、受付時間等は以下のとおりです。同センターが提供するサービスはすべて無料です。

申込先

メンタルヘルス対策支援センター あて

電話：089-915-1710（8時15分～17時15分）

ファックス：089-915-1710（24時間受付）

メール：mental@ehime-sanpo.jp（24時間受付）

相談・支援を希望する事業所は、まずは、ご一報（電話・FAX・メール可能）ください。専門スタッフからご連絡させていただきます。

※ なお、ご記入いただいた個人情報につきましては、当センターが責任をもって管理いたします。

お気軽に
ご相談ください。

- こころの健康づくりについて取り組みたい、社内ではどのように進めていいのか。
- メンタルヘルス不調の言葉もよく聞かすが、どんな対応をしていけばいいのか。
- 健康づくり体制も作りたが、何から手をつけていけばいいのか。
- 休業する職員がでて、職場復帰するまでにどう対応したらいいのか。

などなど

自己診断

まずは、現在の事業場状況をチェックしてみましょう。

- | | | |
|---|-----------------------------|------------------------------|
| ① 安全衛生・健康面の話し合いの場がありますか（衛生委員会等） | | |
| ・メンタルヘルス対策について課題・体制・問題などを話し合う場があります | ☐ はい | ☐ いいえ |
| ・『はい』の場合、その話あった内容等を労働者にお知らせしています | ☐ はい | ☐ いいえ |
| ② 事業場においてメンタルヘルス不調者の把握をされておりますか | | |
| ・メンタルヘルス上の理由による不調での休業者がいます | ☐ はい | ☐ いいえ |
| ・休業者がいる場合は、人数等を把握している担当者がいます | ☐ はい | ☐ いいえ |
| ③ 心の健康づくりのための計画を立てておりますか | | |
| ・「心の健康づくり計画」という言葉を知っています | ☐ はい | ☐ いいえ |
| ・事業者がメンタルヘルス対策を積極的に進める方針等を伝えています | ☐ はい | ☐ いいえ |
| ④ 事業場内の健康づくり体制はどうでしょうか | | |
| ・産業医の先生はいますか（50人以上の事業場） | ☐ はい | ☐ いいえ |
| ・地域産業保健センターの産業医の先生を利用しています（50人未満の事業場） | ☐ はい | ☐ いいえ |
| ・事業場にはメンタルヘルスを担当する方がいます | ☐ はい | ☐ いいえ |
| ⑤ 教育研修の実施はされていますか | | |
| ・メンタルヘルスに関する研修会を開催したことがあります | ☐ はい | ☐ いいえ |
| ・管理監督者（上司その他労働者を指揮命令する者）への教育研修を実施しています | ☐ はい | ☐ いいえ |
| ・従業員への教育研修（セルフケア）を実施していますか | ☐ はい | ☐ いいえ |
| ⑥ 職場環境等の把握や改善にどのような対応をしていますか | | |
| ・職場環境に関するアンケートを実施しています
（作業内容、労働時間、仕事量、人間関係等） | ☐ はい | ☐ いいえ |
| ⑦ メンタルヘルス不調者の早い気づきやその適切な対応はどうでしょうか | | |
| ・メンタルヘルス不調者の相談窓口などがあります | ☐ はい | ☐ いいえ |
| ・メンタルヘルス不調者に対し、医療機関等に紹介しています | ☐ はい | ☐ いいえ |
| ・長時間労働者に対し、医師の面接指導などの対応をしています | ☐ はい | ☐ いいえ |
| ⑧ 職場復帰支援をしていますか | | |
| ・メンタルヘルス不調で休業した方の職場復帰するまでの支援をしています | ☐ はい | ☐ いいえ |

お疲れさまでした。次に、この結果を踏まえ今後の対策等についてご説明します。

1 あなたの事業場には安全衛生・健康面の話し合いの場（衛生委員会等）がありますか

メンタルヘルスカをを進めるにあたっては、事業者が労働者等の意見を聴きつつ事業場の実態に合わせた取組を行うことが大事な一歩です。まずはできるところからはじめましょう。メンタルヘルス対策の仕組み・体制を整備するために、十分に話し合う場（衛生委員会等）をつくりましょう。

対策の内容を決めるために、調査したり、意見交換したりして決めていくことが重要です。その際、労働者の個人情報の保護への配慮も含めて、あわせて検討しましょう。

2 事業場においてメンタルヘルス不調者への把握をしていますか

メンタルヘルス不調に陥る労働者が発生した場合には、報告等はどこで把握されていますか。まずは担当部署等を決めましょう

個人情報を踏まえ、メンタルヘルス不調による休業者の有無、人数や休業日数等、心の健康問題に係る事業場の現状を把握しましょう。

その実態把握や支援方法は、衛生委員会等でよく話しあっていきましょう。

3 心の健康づくりのための計画を立てていますか

メンタルヘルスカは、対応できるところから計画していきましょう。そして、中長期的な視野に立って、継続的かつ計画的に行われるようにしていくことが重要です。

「心の健康づくり計画」に盛り込む内容です

- ア 事業者がメンタルヘルスカを積極的に推進する旨の表明をすること
- イ 事業場におけるメンタルヘルスに対する仕組み・体制に関すること
- ウ 事業場における問題点の把握及びメンタルヘルスカの実施に関すること
- エ メンタルヘルスカを行うために必要な人材確保及び事業場外資源の活用に関すること
- オ 労働者の健康情報の保護に関すること
- カ 心の健康づくり計画の実施状況の評価及び見直しに関すること
- キ その他（労働者の心の健康づくりに必要な措置に関すること）

4 事業場内の健康づくり体制はどうでしょうか

メンタルヘルスカを行うには、事業場内の体制（産業保健スタッフ人材・実施内容）が必要です。

- | | |
|-----------------|---------------------------------------|
| ○ 産業医等 | ：専門的立場から対策企画・実施状況の把握・助言・指導 |
| ○ メンタルヘルス推進担当者 | ：メンタルヘルスカに企画・立案・実施・相談窓口・調整 |
| ○ 衛生管理者等 | ：教育研修の企画・実施・相談体制づくり・ケアの支援 |
| ○ 保健師等 | ：労働者及び管理監督者からの相談対応・保健指導等 |
| ○ 心の健康づくり専門スタッフ | ：教育研修企画・実施・相談対応・助言 |
| ○ 人事労務管理 | ：労働時間等の労働条件の改善、労働者の適正な配置に配慮 |
| ※ | メンタルヘルス推進担当者～事業場内の産業保健スタッフ等からの選任が望ましい |

5 教育研修を実施していますか

管理監督者（上司その他労働者に指揮命令する者）、その他全ての労働者に対して、下記の内容等の教育研修、情報提供を行うことが必要です。

また、産業保健スタッフにも職務に応じた教育研修、育成、知識習得等の機会を図りましょう。

- メンタルヘルスカに関する事業場の方針
- メンタルヘルスカの意義
- ストレス及びメンタルヘルスカに関する基礎知識
- セルフケア、ストレスの気づき方
- 自発的な相談の有用性、相談窓口や事業場内外資源の周知
- 労働者からの相談対応の仕方
- 事業場内産業保健スタッフ等の連携の方法など

6 職場環境等の把握と改善にどのような対応をしていますか

労働者の心の健康には、職場環境、心身疲労回復のための施設及び設備、労働時間、仕事の質と量、ハラスメントを含む人間関係が起因します。そこで、メンタルヘルス不調を起こさないように防止を図る観点から、職場環境等の改善に積極的に取り組む必要があります。

このため事業者は、日常の職場環境等を評価し、問題点を把握することで、快適職場（ハード、ソフト面）づくりを図ることが重要な取り組みとなります。そのためにストレスチェックリスト等を用いて現状を把握するなどの方法があります。

7 メンタルヘルス不調者の早い気づきやその適切な対応はどうでしょうか

メンタルヘルス不調者を早期発見するために…

- 労働者、管理監督者、家族等からの相談に対し適切に対応出来る体制づくり
- 相談窓口の対応者を明確にし、周知する
- ストレスに関する調査票や自分でチェックできる機会の提供
- 自発的な相談につながるよう意識を高める
- メンタルヘルス不調者に対する、医療機関等への相談や受診の体制づくり
- 労働者の家族に対する気づきや支援促進（家族に対してメンタルヘルス基礎知識等情報提供）
- 健康診断実施時の活用・問診等の対応
- 個人情報の保護への十分な配慮

8 職場復帰の支援をしていますか

メンタルヘルス不調により休業した労働者が円滑に職場復帰し、再発をしないため、誰にでも対応できるルール等を決めて支援をしましょう。

衛生委員会等において、産業医等の助言を受けながら職場復帰支援プログラムを策定する。

- 職場復帰支援プログラムについて、労働者に周知を図る。
- 個々に合わせた職場復帰プランを作成、その後は状況を確認しながらフォローする。
- メンタルヘルス不調者に応じた事業場内（産業保健スタッフ等）・事業場外資源（医療機関、相談機関）を活用する。
- 主治医や家族、同僚等とも連携しながら理解と協力を得る。

「メンタルヘルス対策支援センター」の利用案内

事業場の皆様へ

メンタルヘルス対策支援センターは働く人のこころの健康対策について、各事業場に合わせた対策を一緒に考えます。

- メンタルヘルス対策全般についての相談や問い合わせに応じます
- 事業場に訪問して事業場に合わせたアドバイスを専門家が行います

たとえば、

- こころの健康づくりについて取り組みたい、社内ではどのように進めていいのか。
- メンタルヘルス不調の言葉もよく聞かすが、どんな対応をしていけばいいのか。
- 健康づくり体制も作りたいが、何から手をつけていけばいいのか。
- 休業する職員がでて、職場復帰するまでにどう対応したらいいのか。

などなど

近年、社会的関心が高まっている職場のメンタルヘルス対策について、総合相談窓口の開設、事業場訪問による支援、管理監督者教育の実施、職場復帰支援プログラムの作成支援、情報の提供等を行いますので、事業場の産業保健関係者、人事労務担当者の方のご利用をお待ちしています。(厚生労働省委託事業)

全国のメンタルヘルス対策支援センターの事業内容の詳細は、ホームページで以下のとおり検索してください。

🔍 メンタルヘルス対策支援センター事業 労働者健康福祉機構 🔍 検索

メンタルヘルス対策支援センターの専用電話番号、受付時間等は裏面をご覧ください。
同センターが提供するサービスはすべて無料です。

厚生労働省・独立行政法人労働者健康福祉機構

【事業についてのお問い合わせ先】

メンタルヘルス対策支援センター あて

電 話：089-915-1710（8時15分～17時15分）

ファックス：089-915-1710（24時間受付）

メー ル：mental@ehime-sanpo.jp（24時間受付）

相談・支援を希望する事業所は、まずは、ご一報（電話・FAX・メール可能）
ください。専門スタッフからご連絡させていただきます。

※ なお、ご記入いただいた個人情報につきましては、当センターが責任を
もって管理いたします。

事業場名					従業員数
代表者	職名		氏名		
所在地	〒				
	TEL		FAX		
担当者	職名		氏名		
	E-mail				
業種			業務内容		
連絡事項等					

FAXでお申込みの場合は上記にご記入ください。

ご記入いただいた個人情報につきましては当センターが責任を
もって管理いたします。

ご確認ください

愛媛県最低賃金額が改正されました

愛媛労働局

平成24年10月24日、愛媛県内すべての労働者に適用される愛媛県（地域別）最低賃金額が改正されました。

愛媛県内の使用者は、労働者に対しこの最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりませんので、ご注意ください。

改正後の愛媛県最低賃金は

1時間 **654** 円 です。

臨時に支払われる賃金、1月をこえる期間ごとに支払われる賃金（賞与・期末手当など）、時間外労働・休日労働・深夜労働に対する手当、精皆勤手当・通勤手当・家族手当は、算入されません。また、愛媛県（地域別）最低賃金より高い特定（産業別）最低賃金が定められている業種の使用者は、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。また、654円以上の賃金を支払わない場合は、50万円以下の罰金に処せられます。

最低賃金についてのご相談・お問い合わせは、愛媛労働局賃金室（☎089-935-5205）又は松山（☎089-917-5250）・新居浜（☎0897-37-0151）今治（☎0898-32-4560）・八幡浜（☎0894-22-1750）・宇和島（☎0895-22-4655）の各労働基準監督署へどうぞ

「業務改善助成金」のご利用を！

時間換算額800円未満の事業場内最低賃金を引き上げる場合の助成制度があります。詳しくは、愛媛労働局賃金室にご相談を。

必ずチェック最低賃金 使用者も、労働者も。

ウェブで最低賃金がチェックできます。

最低賃金制度

検索

最低賃金に関する特設サイト

<http://pc.saiteichingin.info/>

ワン・ストップ無料相談の窓口はこちら

労務管理・経営改善相談所

(愛媛県最低賃金総合相談支援センター)

〒790-0813 松山市萱町4丁目6番地3 愛媛県社会保険労務士会内
TEL.089-907-4864



労務管理・経営改善相談所

(今治最低賃金相談支援コーナー)

〒794-0042 今治市旭町2丁目3-5 今治地域地場産業振興センター5F
五領田社会保険労務士事務所
TEL.0898-54-3850



労務管理・経営改善相談所

(新居浜最低賃金相談支援コーナー)

〒792-0043 新居浜市土橋2丁目5-33 しおかぜ法務津乗事務所
TEL.0897-41-0039



厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/>

最低賃金に関する特設サイト

<http://www.saiteichingin.info/>



最低賃金制度

検索

(H24.6)

リサイクル適性(A)
この図像は、印刷物の裏へ
リサイクルできます。

お問い合わせ先

愛媛労働局労働基準部賃金室

〒790-8538 松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎 5F
TEL.089-935-5205

まずは最寄りの最低賃金総合相談支援センター、コーナーへ！

労務管理

(賃金・退職金・労働時間制度の見直しなど)

経営課題

(生産性向上、新規事業、資金調達など)

中小企業事業主の皆さまの悩みについて
専門家がワン・ストップで相談に応じます。

専門家の
派遣もして
くれるのね。

中小企業に
っては
心強いね！



厚生労働省

最低賃金引上げに向けた中小企業相談支援事業
(都道府県労働局委託事業)

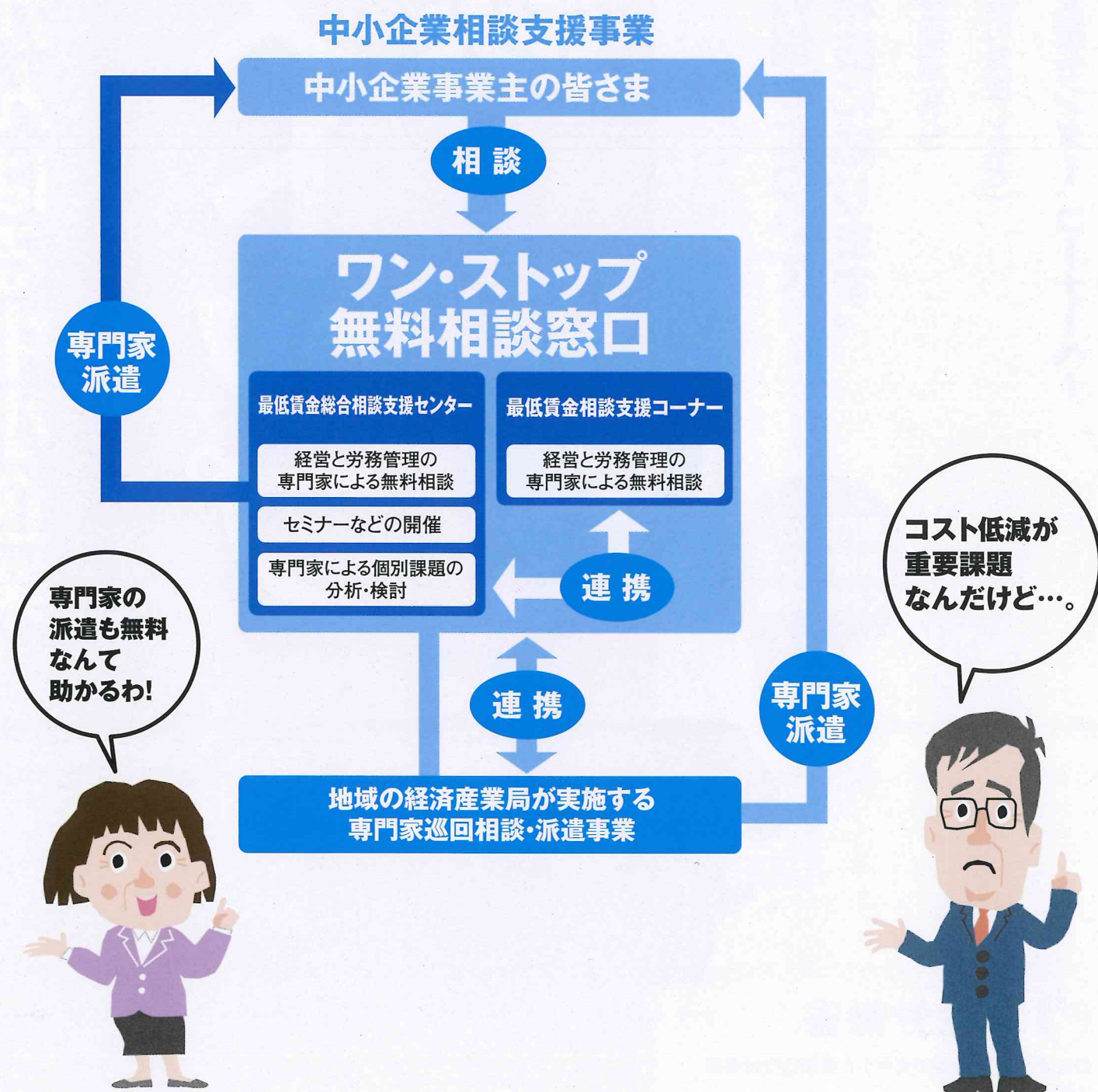
無料 相談 ワン・ストップ

応援します！がんばる中小企業。

Q.1 ワン・ストップ無料相談とは？

A. 最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業事業主の皆さまを支援する事業です。最低賃金引上げに対応して賃金の引上げを行うには生産方法や販売方法を改善して売上げを伸ばすとともに、賃金・労働時間制度、安全衛生管理などの見直しも必要になることがあります。

こういった中小企業事業主が抱えるさまざまな経営、労務管理の課題を明らかにし、問題解決を支援するため、ワン・ストップで無料相談に応じる場を全国各地に設けています。



Q.2 どんな相談に対応してくれるのですか？

経営に関する相談の例

- (1) 販路開拓
- (2) 新規事業
- (3) 技術指導
- (4) 資金調達
- (5) マーケティング
- (6) IT活用による経営力強化
- (7) 支援制度の案内など

労務管理に関する相談の例

- (1) 賃金・退職金・労働時間制度の見直し
- (2) 就業規則(賃金規定等)の改正
- (3) 高齢者雇用
- (4) 人材育成
- (5) 労働安全衛生対策
- (6) 業務改善助成金などの
厚労省関係支援制度などのご案内

例えば…

パート社員の定着率がよくないため、時間給の引上げなど処遇の改善を検討しているのですが、今の会社の現状では難しく思えます。会社の現状について専門家に診断してもらい、会社の収益を上げて原資の確保をしたいのですが…

当社は自動車関連部品を製造しています。国外からの部品調達が進み、発注先からのコストダウン要請も益々きつくなり、今後の対応について悩んでいます。品質には定評があるのですが…

Q.3 専門家派遣では何をしてくれるのですか？

A. 中小企業事業主の皆さまから、課題解決のための専門家派遣のご要望があった場合に、最低賃金総合相談支援センターまたは経済産業局等から派遣された専門家が、事業場の実態を把握、分析した上で、具体的な課題解決手法を提案いたします。

Q.4 相談した情報は他に漏れませんか？

A. 相談内容や会社の情報が他に漏れることは一切ありません。

